

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

相談支援体制の充実・障害児支援の強化等 (基本的枠組み案)

- 本資料は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の改正事項のうち、本年6月30日にお示した平成24年4月1日に施行される相談支援体制の充実や障害児支援の強化等についての「基本的な枠組み案のたたき台」について、パブリックコメントにおけるご意見等を踏まえて、追加、修正を行ったものです。
- この基本的枠組み案やパブリックコメントにより頂いたご意見等を踏まえ、指定基準省令、報酬等について検討を行い、お示していく予定です。
- なお、「基本的枠組み案」のうち、報酬に関連する部分については、あくまでも当面の検討の方向性を示したものであり、平成24年度報酬改定プロセスにおいて検討していきます。

【今後の予定】

平成23年11月	報酬の算定構造案、請求明細書等の様式案の提示
12月	指定基準省令案、最低基準省令案、事業者指定手続き等の提示
	※ 障害児支援に係る指定基準等については、別途、案をお示ししているところであり、年内に公布を予定。
平成24年 1月	報酬案の提示、事務処理要領案の提示
3月	政省令・告示の公布、留意事項通知、事務処理要領等の発出

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日）から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、
(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、
(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

平成22年11月12日 牧義夫衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法等の改正法案を提出

平成22年12月 3日 改正法が成立

相談支援の充実等について

※ 「相談支援の充実等」に係る資料については、6月30日にお示しした資料に新たに加えた資料は当該資料の左上に（新）、6月30日にお示しした資料の文言の追加・修正はアンダーラインにより表記。

「障害者」の相談支援体系

現行

見直し後

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)

- ・サービス利用計画の作成
- ・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

※事業者指定は、市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

- ・支給決定の参考
- ・対象を拡大

指定一般相談支援事業者
(地域移行・定着担当)

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○地域相談支援(個別給付)

- ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
- ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

○精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)
(都道府県／指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

○居住サポート事業(補助金)
(市町村／指定相談支援事業者等に委託可)

市町村による相談支援事業

サービス等利用計画

地域移行支援・地域定着支援

※ 市町村が現行制度において担っている地域生活支援事業の相談支援事業に係る役割については、これまでと変更がないことに留意。

「障害児」の相談支援体系

現行

見直し後

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)

- ・サービス利用計画の作成
- ・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

※事業者指定は、市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

- ・支給決定の参考
- ・対象を拡大

創 設

障害児相談支援事業者(児)

※事業者指定は、市町村長が行う。

○障害児相談支援(個別給付)

- ・障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

○通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)

(児)とあるのは児童福祉法に基づくもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

市町村による相談支援事業

居宅サービス

サービス等利用計画等

通所サービス

支給決定プロセスの見直し等

法 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

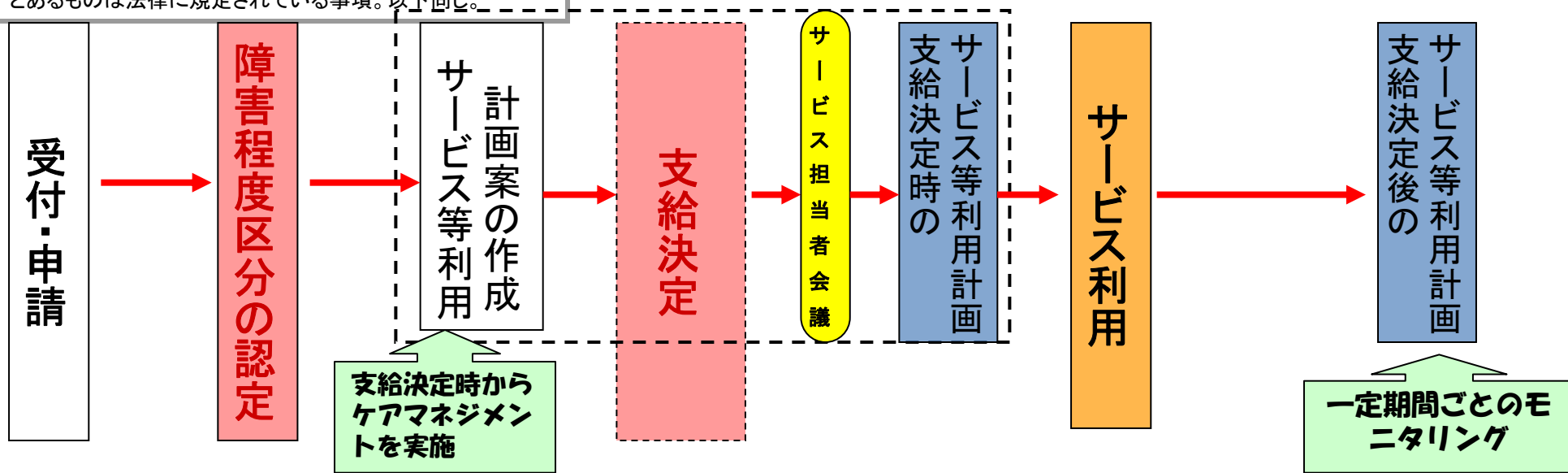
- * 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出することもできる。
- * 特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について、市町村が指定する。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

法 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

法 障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成することを想定)
- * 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

法 とあるものは法律に規定されている事項。以下同じ。



計画相談支援・障害児相談支援(案)

1. 対象者

→ 障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、対象者を大幅に拡大。

具体的な対象者については、以下のとおりとする。

(障害者自立支援法の計画相談支援の対象者)

- ・ 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者
- ・ 障害福祉サービスを利用するすべての障害児

※ 介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合については、市町村が、介護保険制度の居宅介護支援計画(ケアプラン)で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないことも可。

(児童福祉法の障害児相談支援の対象者)

障害児通所支援を利用するすべての障害児

→ 対象拡大に当たっては相談支援の提供体制の整備が必要となるため、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までにすべての対象者について実施。

この場合、新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者(※)、施設入所者、その他市町村長が必要と認める者を優先して拡大。

なお、施設入所支援と就労継続支援又は生活介護の利用の組み合わせは、ケアマネジメント等の手続きを前提に認めることとしているため、当該組み合わせに係る平成24年4月以降の新規利用者はサービス等利用計画作成が必須となることに留意。

- ※ ① 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
② 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
③ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。)

2. サービス内容

○ 支給決定時(サービス利用支援・障害児支援利用援助)

- 法
- ・ 支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画(以下、「計画」という。)案を作成。
 - ・ 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。

○ 支給決定後(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)

- 法
- ・ 厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う(モニタリング)。 → P87参照
 - ・ サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

3. 事業の実施者（市町村が指定する特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当））

（指定手続）

- 「総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者」が、事業所の所在地を管轄する市町村長に申請し、当該市町村長が指定。（事業所の所在地以外の市町村の障害者（児）への計画相談支援、障害児相談支援も実施可。）
- 「総合的に相談支援を行う者」の基準については、以下を満たす事業者とする。
 - ① 三障害対応可（他の事業所との連携により、可能な場合を含む。）
 - ② 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること
 - ③ 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること

（人員基準）

- 管理者及び相談支援専門員（現行の指定相談支援事業者と同じ）とする。

※ 事業所ごとに、専従の者を配置しなければならない（地域相談支援との兼務は可）。
ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4. 報酬

- 現行と同様に計画作成とモニタリングを評価する。
支給決定時又は変更時の計画作成（サービス利用支援・障害児支援利用援助）と比べて、モニタリング（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）については報酬の差を設ける方向で検討。

→ 障害児に係る計画作成等の報酬について

特定相談支援事業者（障害児の居宅サービス）及び障害児相談支援事業者（障害児の通所サービス）の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成することとし、当該報酬については、障害児相談支援に係る報酬のみを算定する方向で検討。

→ 居宅介護計画（ケアプラン）とサービス等利用計画を担当する者が同一の場合の報酬について

利用者のアセスメントやモニタリング等の業務が一体的に行われるため、サービス等利用計画に係る報酬を減額して一定額を算定す

る

方向で検討。

継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助のモニタリング期間(案)

1 基本的な考え方

- ・ 対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとする。
- ・ 一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示すこととする。

2 モニタリング期間の設定(案)(省令事項)

市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の提案を踏まえて、以下の標準期間及び事項を勘案して個別に定める仕組みとする。

標準期間 → P90参照

① 新規又は変更決定によりサービス内容に著しく変更があった者 ※④を除く → 利用開始から3ヶ月間、毎月実施

② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者 ※①を除く

ア 以下の者(現行制度の対象者)

→ 毎月実施

- ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ・ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ・ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。)

イ ア以外の者

→ 6ヶ月ごとに1回実施

③ 障害者支援施設入所者 ※①及び④を除く

→ 1年ごとに1回実施

④ 地域移行支援利用者

→ 6ヶ月ごとに1回実施

勘案事項

- 障害者等の心身の状況
- 障害者等の置かれている環境
 - ・ 家族状況
 - ・ 障害者等の介護を行う者の状況
 - ・ 生活状況(日中活動の状況(就労・通所施設等)、地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ(乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等)の変化)
- 総合的な援助の方針(援助の全体目標)
- 提供されるサービスの種類、内容、量
- 提供される各サービスの目標及び達成時期
- 支給決定の有効期間 ※支給決定の有効期間の最終月は、支給決定の更新等のための計画作成等を併せて実施。 等

3 モニタリング期間設定の手続き(案)(省令事項)

- ① 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)が、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案を含む。以下同じ。)に「モニタリング期間(毎月、6月ごと等)案」を記載。
- ② 利用者が、当該サービス等利用計画案を市町村に提出。
- ③ 市町村は、支給決定に併せて、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、支給決定の有効期間の範囲内(毎月等集中的に実施する場合は1年を越えない範囲内)で「モニタリング期間(毎月、6月ごと等)」を定め、受給者証(※)に当該期間を記載し、対象者に通知。
※ 受給者証に記載欄を設ける。
- ④ 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)は、市町村が定めたモニタリング期間に基づき、モニタリングを実施。
- ⑤ 市町村は、モニタリング期間を変更(毎月→6ヶ月等)する場合には、その都度、変更したモニタリング期間を利用者に通知(受給者証の提出を求め記載を変更)。
- ⑥ なお、対象者が不在である等によりやむを得ずモニタリング期間が予定月の「翌月」となった場合であって、市町村が認めるときには報酬を算定できることとする。

4 その他の論点

セルフプラン作成者に係るモニタリングの取扱い

セルフプラン作成者は、自ら計画を作成できる者であることから、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）によるモニタリングは実施しないこととする。

相談支援専門員がサービス提供事業所の職員（入所・通所・在宅）と兼務する場合のモニタリングの取扱い

相談支援専門員は、原則専従としているが、相談支援の提供体制を確保する観点から、現行制度と同様に、業務に支障がない場合にはサービス提供事業所の職員等の兼務を認めることとしている。

サービス提供事業所の職員(人所・通所・在宅すべて)と兼務する相談支援専門員がサービス等利用計画を作成した結果、兼務するサービス提供事業所を利用することとなった場合、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねない。

このため、以下のやむを得ない場合を除き、モニタリングは別の相談支援専門員が行うことを基本とする。

- ① 地域に他の相談支援事業者がない場合
- ② 新規支給決定又は変更後、概ね3ヶ月以内の場合（計画作成とその直後のモニタリングは一体的な業務であること、また、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）の変更にあたっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。）
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合 等

新

モニタリングの標準期間のイメージ

※ 当該期間は、「標準」であり、対象者の状況に応じ「2、3ヶ月」とすることや、在宅サービスの利用者を「1年に1回」とすること、入所サービスの利用者を「1年に1回以上」とすることなどが想定されることに留意。

5月1日に利用開始する場合の例

11月1日

支給決定の有効期間が
1年の場合

障害福祉サービスの利用者
地域定着支援の利用者
障害児相談支援の利用者

支給決定（新規等）

1月目

2月目

3月目

4月目

5月目

6月目

7月目

8月目

9月目

10月目

11月目

12月目

6月目

毎月又は6月に
1回実施

入所サービスの利用者
（障害児を除く）

1年に1回実施

12月目

モニタリングを実施した結果、支給決定の更新等が必要な場合は、サービス等利用計画案の作成等を併せて実施。
この場合、計画作成費のみ支給する。

6月目

地域移行支援の利用者

支給決定の有効期間が
6ヶ月の場合

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者
(計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

サービス事業者

サービス事業者

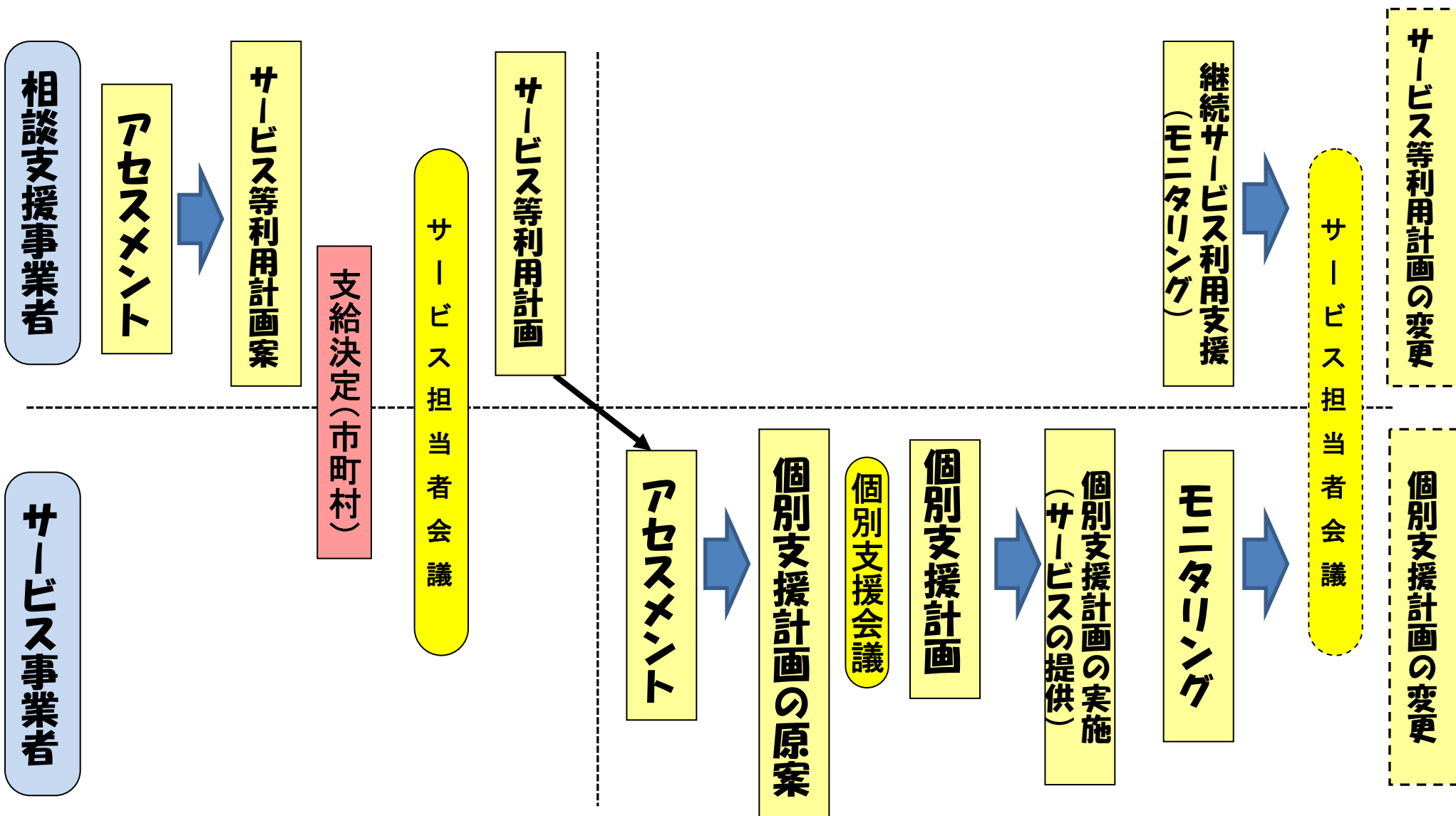
アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)(案)

1. 対象者

(地域移行支援)

法

- 障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

法

- 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者。

→ 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象とし、1年未満の入院者については、特に支援が必要な者(例えば、措置入院や医療保護入院から退院する者で、住居の確保などの支援を必要とするものなど)を対象とする。

※ 地域移行支援の支給決定主体については、現行の障害者支援施設等に入所する者と同様に、精神科病院を含め居住地特例を適用。
(入院・入所前の居住地の市町村が支給決定)

(地域定着支援)

法

- 居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者。

→ 「その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者」については、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者とする。

→ 具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等を想定。

→ グループホーム・ケアホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。

2. サービス内容

(地域移行支援)

法

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与。

→ 「その他厚生労働省令で定める便宜」は、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を想定。 → P95参照

(地域定着支援)

法

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。

→ 「常時の連絡体制」については、携帯電話による体制によることも可。また、緊急の事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保することが前提。

→ 「その他の便宜」については、緊急訪問、緊急対応等を想定。

3. 給付決定の有効期間

(地域移行支援)

- 6か月以内。市町村が対象者の状況に応じて必要と認める場合は6ヶ月以内で更新可。
更なる更新については、市町村が真に必要と認める場合に6ヶ月以内ごとに更新可。

(地域定着支援)

- 1年以内。対象者の状況に応じて必要に応じて更新可とする。

4. 事業の実施者（都道府県が指定する一般相談支援事業者（地域移行・定着担当））

※ 施行(平成24年4月1日)の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)」とみなす。(期間内に指定申請しないときは、その効力を失うことに留意。)

(指定手続)

- 当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に申請し、当該都道府県知事が指定。

(人員基準)

- 管理者、相談支援専門員、地域移行支援・地域定着支援を担当する者とする。

※ 事業所ごとに、専従の者を配置をしなければならない。(計画相談支援・障害児相談支援との兼務は可)。

ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

※ 相談支援専門員については、自ら地域相談支援を実施する他、地域移行推進員への助言指導等を行う責任者としての役割。

※ 地域移行支援・地域定着支援を担当する者については、資格や経験を問わない。

※ 現行の精神障害者地域移行・定着支援事業を実施する事業者については、当面の間、相談支援専門員の配置の有無に関わらず指定できる経過措置を設ける。

5. 報酬

- 以下のサービスを評価する方向で検討。

(地域移行支援)

- ・ 入所施設や精神科病院への訪問による相談等
- ・ 地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援
- ・ 住居を確保するための入居支援 等

(地域定着支援)

- ・ 常時の連絡体制(毎月、定額を算定)
- ・ 緊急訪問、緊急対応 等

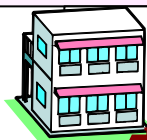
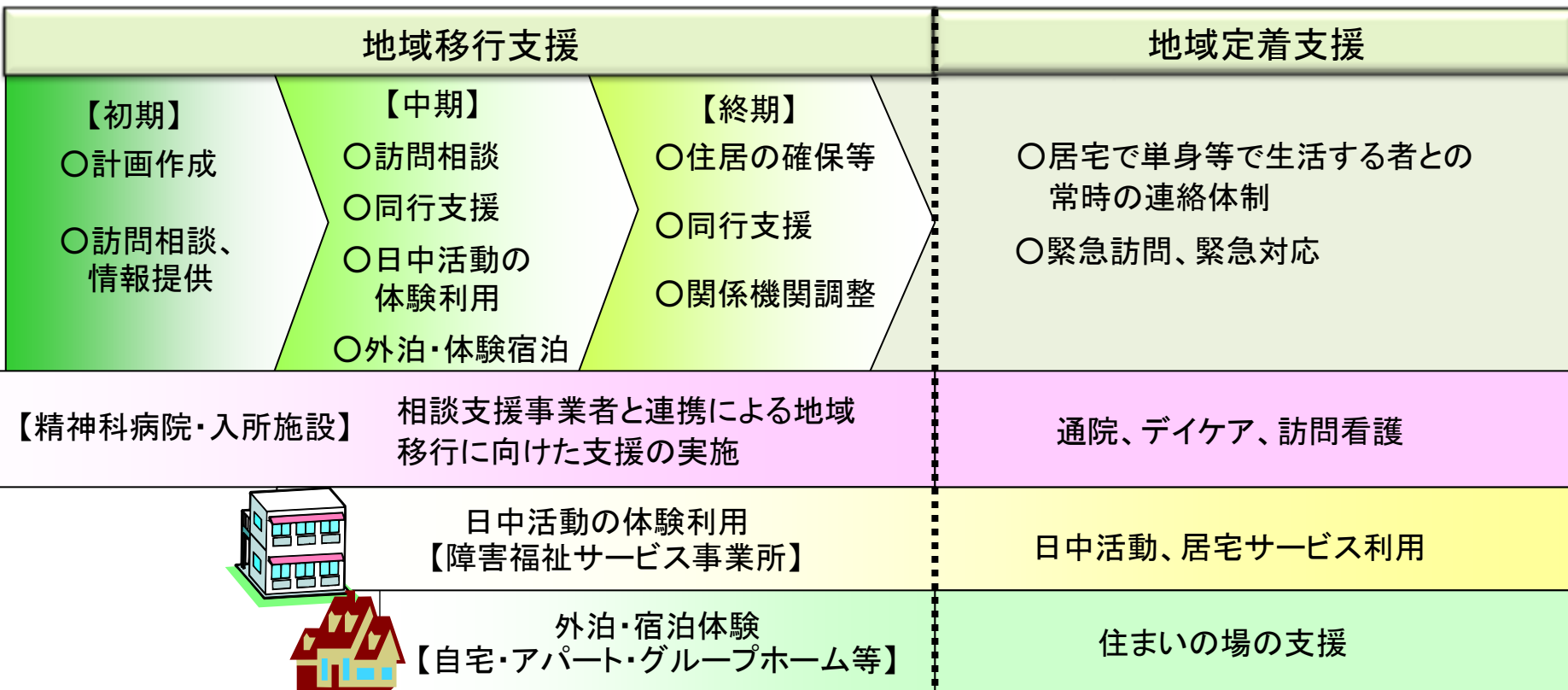
地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

・事業の対象者
への周知
・意向の聴取等
・対象者選定



相談支援
事業者へ
つなげる



連携

連携

自立支援協議会によるネットワーク化

市町村 ・ 保健所 ・ 精神保健福祉センター ・ 福祉事務所 ・ 障害福祉サービス事業所 ・
 障害者就業・生活支援センター 等

「地域移行支援」の流れ（イメージ）

初期段階

- 地域移行支援計画の作成（利用者の具体的な意向の聴取や、精神科病院・入所施設等の関係者との個別支援会議の開催等を踏まえて作成）
- 対象者への地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等（信頼関係構築、退院に向けた具体的イメージ作り）



中期段階

- 対象者への訪問相談（不安や動機づけの維持のための相談）
- 同行支援（地域生活の社会資源や公的機関等の見学、障害福祉サービス事業所の体験等）
- 自宅への外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
- 関係機関との連携（精神科病院・入所施設等との個別支援会議開催や調整等）



終期段階

- 住居の確保等の支援（退院・退所後の住居の入居手続きの支援）
- 同行支援（退院・退所後に必要な物品の購入、行政手続き等）
- 関係機関との連携・調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関との連絡調整）

平成24年度「精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)」の概算要求について

平成22年度

地域移行に係る事業

- ・協議会の設置
- ・地域体制整備コーディネーターの配置
- ・地域移行推進員の配置
- ・個別支援会議
- ・ピアサポートの活用 等

地域定着支援に係る事業

- ・多職種支援チームの配置
- ・地域住民との交流事業

平成23年度

地域移行に係る事業

- ・地域移行推進員の配置
- ・個別支援会議

- ・ピアサポートの活用等
- ・協議会の設置
- ・地域体制整備コーディネーターの配置

地域定着支援に係る事業

- ・地域住民との交流事業

平成24年度

自立支援協議会(市町村)

基幹相談支援センター(市町村)

障害者自立支援法に基づく
個別給付

地域生活の準備や福祉サービスの
見学・体験のための外出への同
行支援・入居支援等、地域相談支
援として個別給付化

精神障害者
地域移行・地域定着支援事業
(補助金)

- ・ピアサポートの活用等
- ・協議会の設置
- ・地域体制整備
コーディネーターの配置
- ・地域住民との交流事業
- ・高齢入院患者
地域支援事業(新規)

「精神障害者アウトリーチ推進事業」(H23年度～)
により地域生活の継続を支援

精神障害者の地域移行・地域定着に係る都道府県・保健所の役割について

都道府県及び保健所は、精神障害者の地域移行・地域定着に向けた支援について、市町村、精神科病院、関係機関等への協力及び連携等の役割を担う。

【都道府県】

- ・障害福祉計画に係る入院中の者に係るサービス量の見込について保健所及び市町村等に提示。
- ・地方精神保健福祉審議会及び都道府県自立支援協議会を通じ、精神科病院や関係機関への地域移行・地域定着支援の推進に向けた働きかけを実施。
- ・一般相談支援事業者の指定権者として、地域相談支援に係る事業者の指導監督の実施等

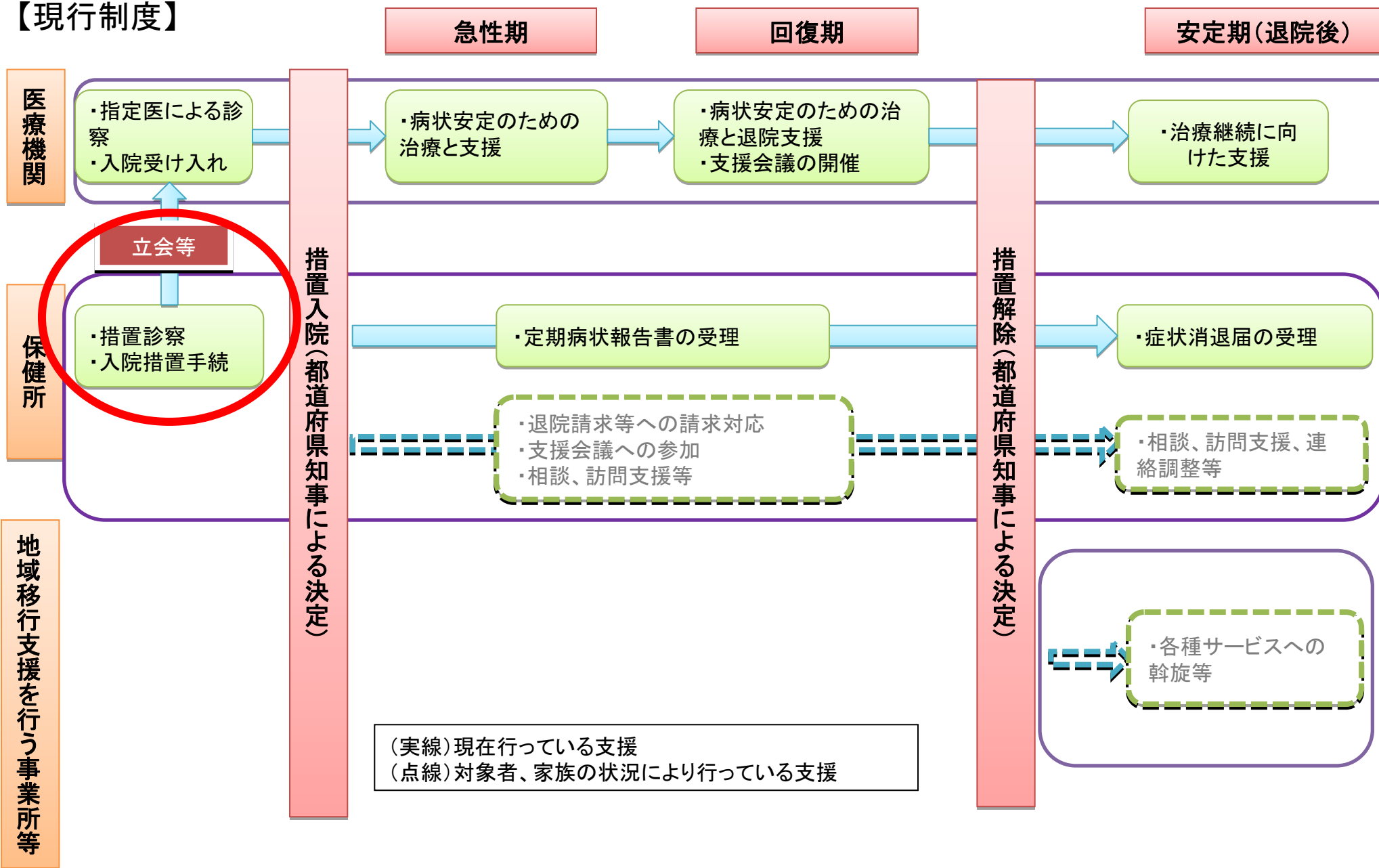
【保健所】

- ・精神障害者の地域移行・地域定着支援に向けた圏域内の調整及び連携推進、市町村、精神科病院及び関係機関に対しての積極的な働きかけ。
- ・自立支援協議会等のメンバーとしての参加及び協力。
- ・利用者の状況に応じ、保健師や精神保健福祉相談員等が、地域移行支援・地域定着支援を担当する者と共に、同行訪問及び精神科病院等への連絡調整。
- ・市町村に対する管内の精神障害者に係る状況（入院者数等）に係る情報提供等。

新

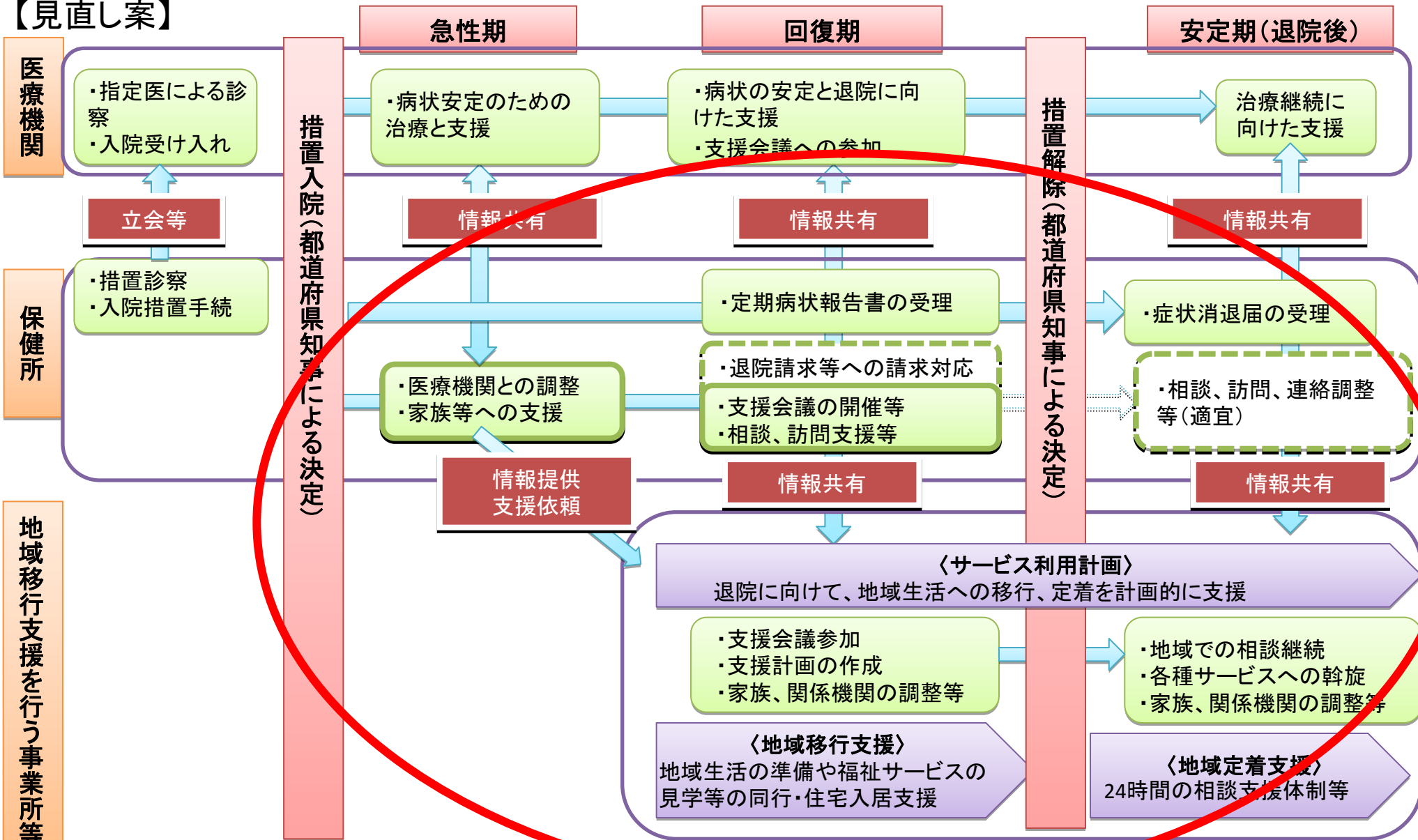
措置入院からの退院時の支援について①

【現行制度】



措置入院からの退院時の支援について②

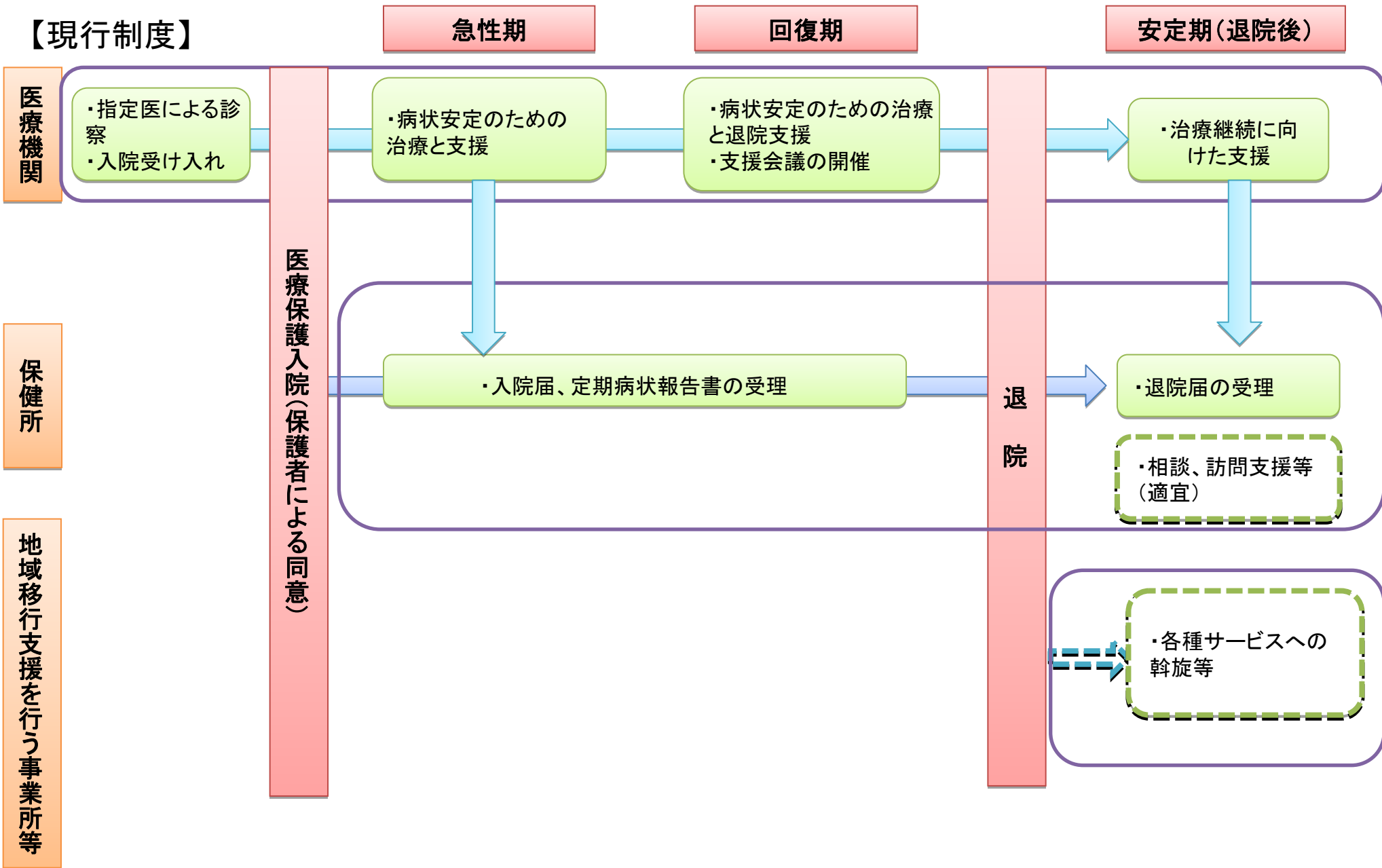
【見直し案】



※サービス利用計画、地域移行支援・地域定着支援については障害者自立支援法に基づく自立支援給付(平成24年4月～)となり、相談支援専門員(PSW資格者等)等が対応。利用者の希望に応じて活用する。

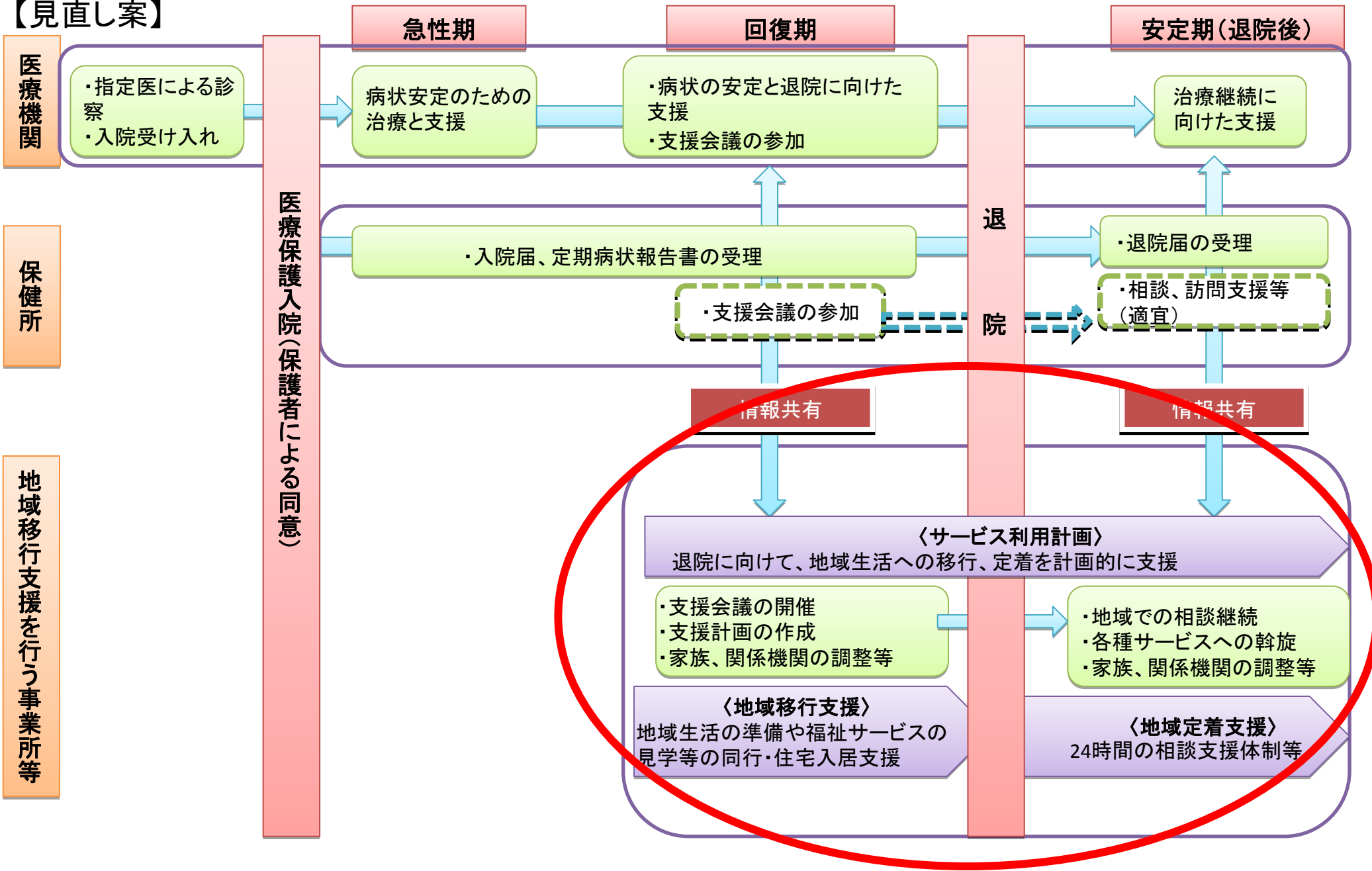
医療保護入院からの退院時の支援について①

【現行制度】



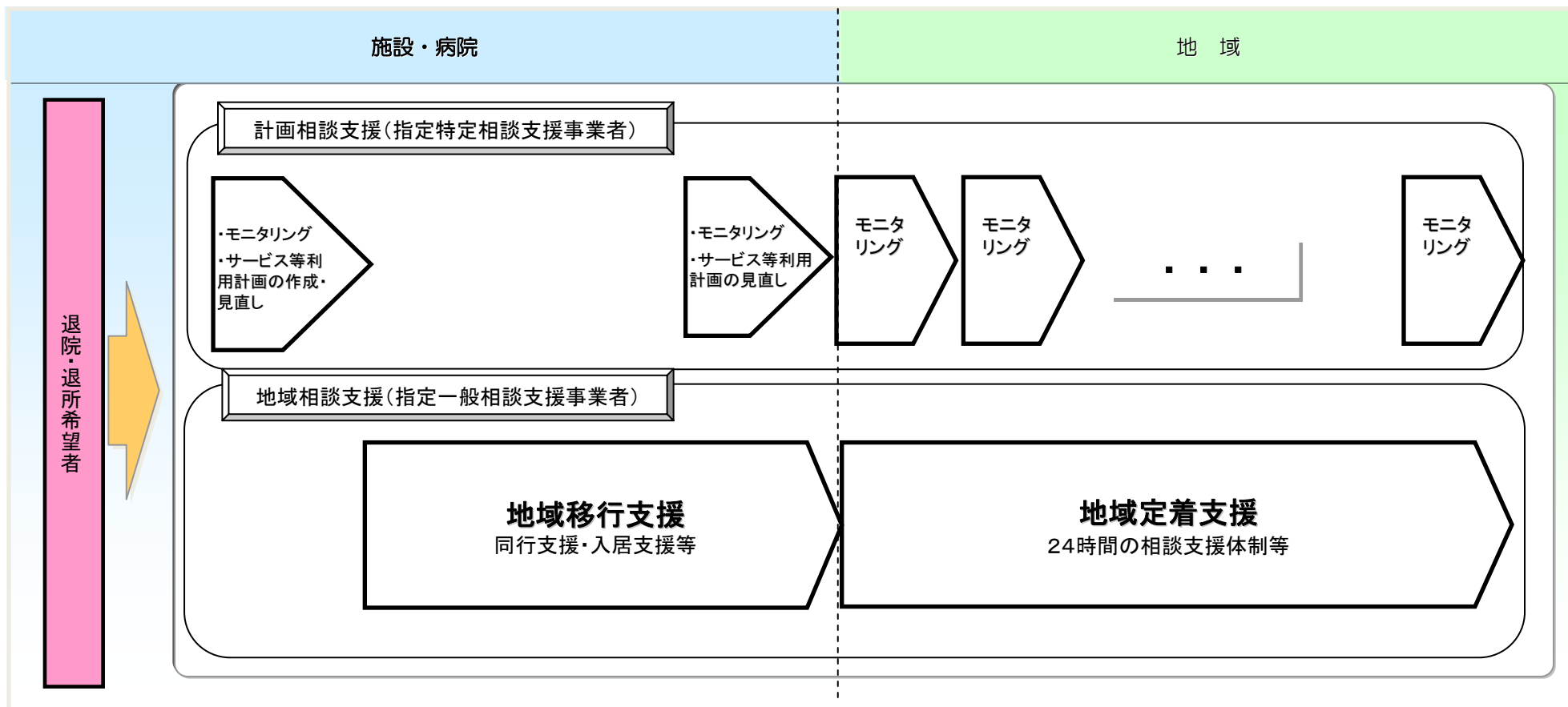
医療保護入院からの退院時の支援について②

【見直し案】



施設入所者及び入院患者の地域移行に係る支援のイメージ

- 施設入所者は、一定期間ごとのモニタリングを通じて、地域移行支援に繋げる。
- 入院患者は、モニタリング対象者ではないため（サービス利用者ではないため）、精神科病院からの依頼を受けて、地域移行支援に繋げる。
- ※ 入所施設や精神科病院における地域移行の取組と連携しつつ実施。



相談支援の提供体制の整備と質の確保（案）

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、当面、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていくことが必要。

その上で、更なる質の向上を図る観点から、相談支援専門員の任用のあり方等について将来に向けて見直しを検討することとする。

○ 相談支援の提供体制の整備

（相談支援従事者研修の実施主体の拡大）

今年度から、相談支援従事者研修の実施主体について、現行の実施主体の都道府県に加え、都道府県知事の指定する事業者まで拡大。

→ 「相談支援従事者研修事業の実施について」の一部改正について（平成23年10月26日障発1026第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡）を発出。

（民間団体の相談支援業務従事者の活用）

今年度から、相談支援の提供体制の整備を図るため、公的な委託又は補助によらない民間団体の相談の実績について、一定の要件（※1）のもと、実務経験として認める

→ 相談支援専門員の要件としての実務経験の取扱いについて（平成23年10月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡）を発出。

※ 一定の要件については、相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする事業者が、相談支援業務に従事した期間を証明するものとする。

（障害福祉計画に基づく計画的な提供体制の整備）

自治体が策定する障害福祉計画において、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、相談支援の提供体制を計画的に整備。

○ 相談支援の質の確保

（指定相談支援事業者の事業の実施状況等の公表）

指定相談支援事業者の人員体制（保有資格や経験年数等）や事業の実施状況（相談件数や計画作成数等）の公表等について検討。

（相談支援従事者研修の充実等）

相談支援従事者研修の充実等について検討。

相談支援事業者数等の状況について（H22.4.1）

都道府県	サービス 利用者数 （実数）	相談支援 事業者数	相談支援専門員数		相談支援専門員 1人当たりのサー ビス利用者数
			研修 修了者数	指定相談支援 事業所に配置 されている人数	
	（A）	（B）	（C）	（D）	（A/D）
01 北海道	38,145	140	1,913	289	132
02 青森県	8,136	58	593	98	83
03 岩手県	8,050	37	1,300	67	120
04 宮城県	10,214	25	1,030	61	167
05 秋田県	5,877	41	459	74	79
06 山形県	5,504	29	289	40	138
07 福島県	9,058	55	889	90	101
08 茨城県	11,259	56	751	100	113
09 栃木県	8,395	50	635	69	122
10 群馬県	7,246	49	562	87	83
11 埼玉県	19,262	103	1,318	212	91
12 千葉県	18,679	98	1,008	190	98
13 東京都	45,925	200	1,747	421	109
14 神奈川県	30,212	105	2,150	253	119
15 新潟県	10,093	65	1,080	149	68
16 富山県	4,589	27	351	49	94
17 石川県	5,456	31	361	44	124
18 福井県	4,489	33	936	42	107
19 山梨県	3,926	31	583	45	87
20 長野県	9,944	71	1,321	143	70
21 岐阜県	8,838	41	715	65	136
22 静岡県	13,455	81	715	141	95
23 愛知県	23,494	169	1,814	358	66
24 三重県	7,326	21	740	44	167

都道府県		サービス 利用者数 (実数)	相談支援 事業者数	相談支援専門員数		相談支援専門員 1人当たりのサー ビス利用者数
				研修 修了者数	指定相談支援 事業所に配置 されている人数	
25	滋賀県	7,203	30	385	80	90
26	京都府	12,411	71	1,132	138	90
27	大阪府	37,653	196	3,942	464	81
28	兵庫県	22,455	87	458	154	146
29	奈良県	6,181	29	712	63	98
30	和歌山県	5,817	41	451	58	100
31	鳥取県	4,059	19	333	51	80
32	島根県	5,296	55	422	90	59
33	岡山県	9,466	36	839	59	160
34	広島県	12,009	73	1,437	129	93
35	山口県	7,218	45	387	78	93
36	徳島県	5,026	46	393	87	58
37	香川県	4,298	33	608	59	73
38	愛媛県	7,055	38	560	60	118
39	高知県	4,483	28	415	58	77
40	福岡県	22,401	97	1,849	178	126
41	佐賀県	4,393	17	397	36	122
42	長崎県	8,875	46	484	89	100
43	熊本県	10,013	57	678	89	113
44	大分県	7,038	45	571	70	101
45	宮崎県	5,641	38	361	56	101
46	鹿児島県	10,255	56	251	94	109
47	沖縄県	8,662	44	405	95	92
全国計		545,480	2,843	40,730	5,465	100

※1 サービス利用者（実数）は、H22.4国保連データ。

※2 相談支援事業者数及び相談支援専門員数は、H22.4障害福祉課調べデータ。

※3 サービス利用計画作成費の支給対象者を中心とした相談支援事業のあり方に関する調査研究報告書（平成19年度障害者保健福祉推進事業）における調査では、相談支援専門員1人当たり平均39.9人を担当。

相談支援従事者研修事業者の指定要件

○ 事業実施者に関する要件

- ・ 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ・ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

○ 事業内容に関する要件

- ・ 国が行う相談支援従事者指導者養成研修（以下、「国研修」という。）を修了した者を中心として実施すること。
- ・ 講義を担当する講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。
特に初任者研修標準カリキュラムにおける「2 ケアマネジメントの手法に関する講義」の講師及び「4 ケアマネジメントプロセスに関する演習」を統括する者については、相当の経験を有する相談支援専門員を充てることを要件とする。（その他の講義、演習については、相談支援専門員の役割について相当の知見を有する者、行政職員等を充てることとする。）
- ・ 研修事業が、継続的に毎年1回以上実施されること。

※ 都道府県は、指定を希望する民間団体等に対して、必要に応じて指定研修において中心となる国研修修了者の斡旋等を行っていただく。

○ 研修受講者に関する要件

- ・ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

○ その他の要件

- ・ 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について十分留意すること。
- ・ 研修事業の実施者は、研修受講者が演習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

民間団体の相談支援業務従事者の活用

相談支援の提供体制の整備を図るため、公的な委託又は補助によらない民間団体の相談の実績について、以下の要件をいずれも満たす場合に、指定相談支援事業者の指定を受ける前の事業所における相談支援業務を実務要件として認めることとする。

○ 指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。

※ 指定に当たっては法人格が必要であることに留意。

○ 民間団体の活動を、指定を受けている、又は受けようとする事業所の長が「当該者が相談業務に従事する者で５年間勤務した経験を有する」旨を証明し、かつ、「５年間の相談業務を行っていることが客観的に分かる資料（※）」があること。

※ 業務内容や勤務状況に関する記録が十分でない場合であっても、民間団体の活動に係る報告書や決算資料等により客観的に相談業務を実施していることが分かる場合も可とする。

（参考）現行の取扱い（H18.11相談支援事業関係Ｑ＆Ａにおいて提示）

（１） 事業所要件

公的な補助金や委託により運営されており、かつ、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されている事業所

（２） 実務経験の証明

事業所の長が、業務内容や勤務日数を証明した期間

(参 考) 相 談 支 援 専 門 員 の 実 務 経 験			
業務の範囲		相 談 支 援 専 門 員	
		業 務 内 容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※ 1	5 年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者 （３）国家資格等※ 2 を有する者 （４）施設等における相談支援業務に従事した期間が１年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	1 0 年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 （１）社会福祉主事任用資格を有する者 （２）訪問介護員２級以上に相当する研修を修了した者 （３）保育士 （４）児童指導員任用資格者 （５）精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5 年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※ 2 による業務に５年以上従事している者	3 年以上

※ 1 平成 1 8 年 1 0 月 1 日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成 1 8 年 9 月 3 0 日までの間の期間が通算して 3 年以上

※ 2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

平成23年度における相談支援専門員の研修体系

- 障害者自立支援法等の改正においては、新たに、「地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)」及び「障害児相談支援」を創設。(平成24年4月1日施行)
- このため、平成23年度は、「法の円滑な施行準備のための研修」を実施。
- 併せて、現任者の資質の向上のために、専門コース別研修を創設。
- これらの研修に要する経費については、地域生活支援事業費補助金の対象とする。
- ※ 平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系については、既存の初任者研修や現任研修の見直しを含め、今後検討。

相談支援専門員の必須の研修

初任者研修 ＜初年度＞

(31.5時間)

現任研修 ＜5年ごと＞

(18時間)

新

専門コース別研修

※専門コース別研修は、現任研修の受講の有無にかかわらず、必要に応じて受講することも可能

新

法の円滑な施行準備のための研修

【カリキュラム】

- ・地域相談支援
 - ・障害児相談支援
- (4～5時間程度)

事業者指定のイメージ

特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者及び一般相談支援事業者各々の指定を一体的に受けることも可能。

特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）

（人員基準） 管理者、相談支援専門員

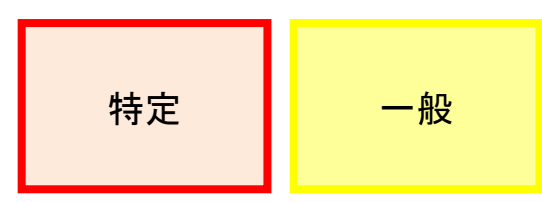
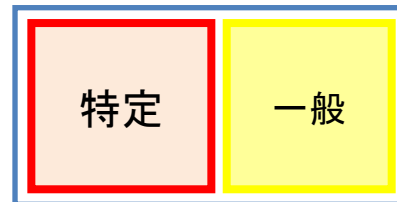
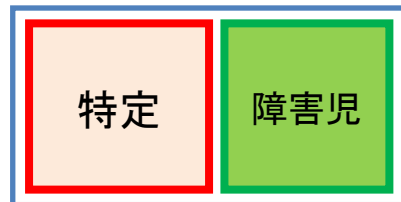
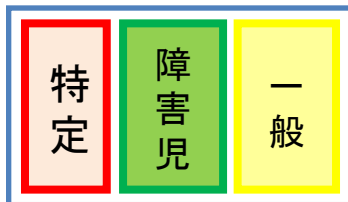
※ 「障害児相談支援事業者」の指定を受ける場合は、障害者自立支援法に基づくサービスと一体的な計画作成する必要があるため、「特定相談支援事業者」の指定も併せて受けることを想定。

この場合、「障害児相談支援事業者」と「特定相談支援事業者」の両方の指定を受けた事業者についても、対象者を障害児のみとすることも可能とする。

一般相談支援事業者（地域移行・定着支援担当）

（人員基準） 管理者、相談支援専門員、地域移行支援・地域定着支援を担当する者

【想定される類型】



障害福祉サービスの利用の組み合わせ(案)

○ 障害福祉サービスの利用の組み合わせ

障害福祉サービスを利用するすべての障害者に対して、サービス等利用計画を作成することによりケアマネジメントがなされることを踏まえ、平成24年度以降における以下の障害福祉サービスの利用の組み合わせについて、ケアマネジメント等の手続きを経た上で、利用の組み合わせの必要性が認められる場合には、市町村の判断で認めることができるようにする。

(施設入所支援と就労継続支援)

- ・ 就労継続支援の通所による利用が困難な場合における、施設入所支援と就労継続支援の利用の組み合わせ

(施設入所支援と生活介護)

- ・ 障害程度区分が4(50歳以上は3)よりも低い者について、グループホーム・ケアホームでの受入れが困難な場合等における、施設入所支援と生活介護の利用の組み合わせ

※ 障害程度区分4以上であって一定の要件を満たす重度の障害者が、職員配置基準を超えて手厚い人員体制による介護が必要となる場合における、ケアホームとホームヘルパーの利用の組み合わせについては、現行の経過措置を延長。

基幹相談支援センター(案)

1. 設置者

法 市町村又は市町村から基幹相談支援センターに係る業務の委託を受けた一般相談支援事業（地域移行・定着担当）を行う者その他厚生労働省令で定める者が設置することができる。

→ 「厚生労働省令で定める者」については特定相談支援事業者（計画作成担当）とする。

2. 設置方法

→ 身近な地域の相談支援事業者と基幹相談支援センターによる体制を基本とする。
このほか、地域における相談支援事業者の状況等により、基幹相談支援センター単独による場合も想定される。

3. 業 務

法 総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施。

4. 人員体制

→ 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員体制を確保。（画一的な人員基準は設けないこととする）

5. 財 源

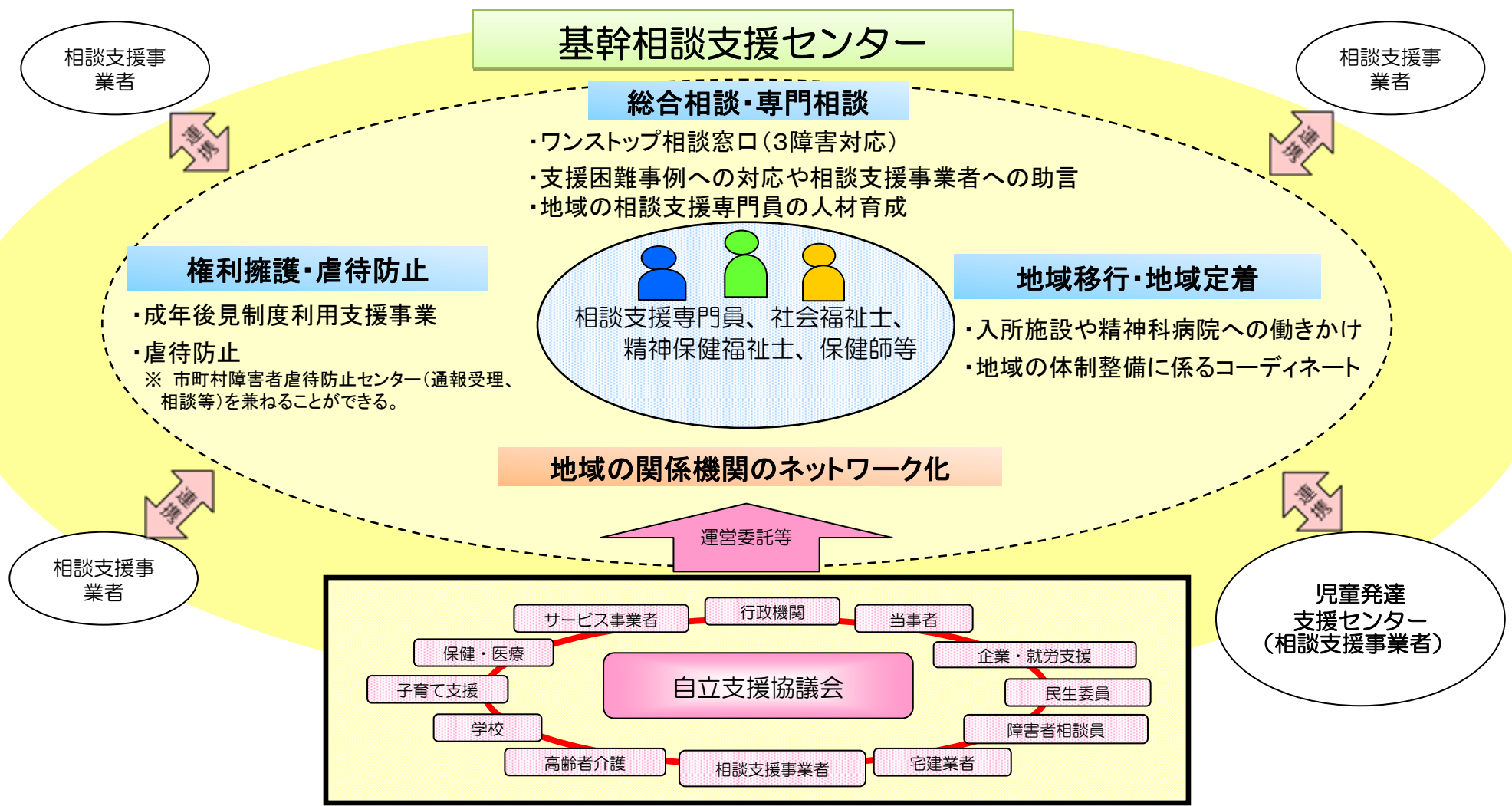
一般財源（交付税）

※ 地域生活支援事業費補助金による機能強化のための費用の補助（専門職の配置やコーディネーターへの補助）や社会福祉施設整備費補助金による施設整備費について、概算要求。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

- 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。
- 現在の相談支援事業に係る交付税措置に加え、地域生活支援事業費補助金による以下の補助や社会福祉施設整備費補助金による施設整備費への補助を概算要求。

①専門職の配置 ②地域の体制整備のコーディネーターの配置（地域移行のための安心生活支援事業の活用）



市町村の自立支援協議会の役割（案）

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
- 今回の障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、
 - ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、
 - ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。
- また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、
 - ・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要。
- このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。
併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討。

※ 今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。当該改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

自立支援協議会

地域移行部会

サービス等利用計画等
評価部会

権利擁護部会

こども支援部会

就労支援部会

等

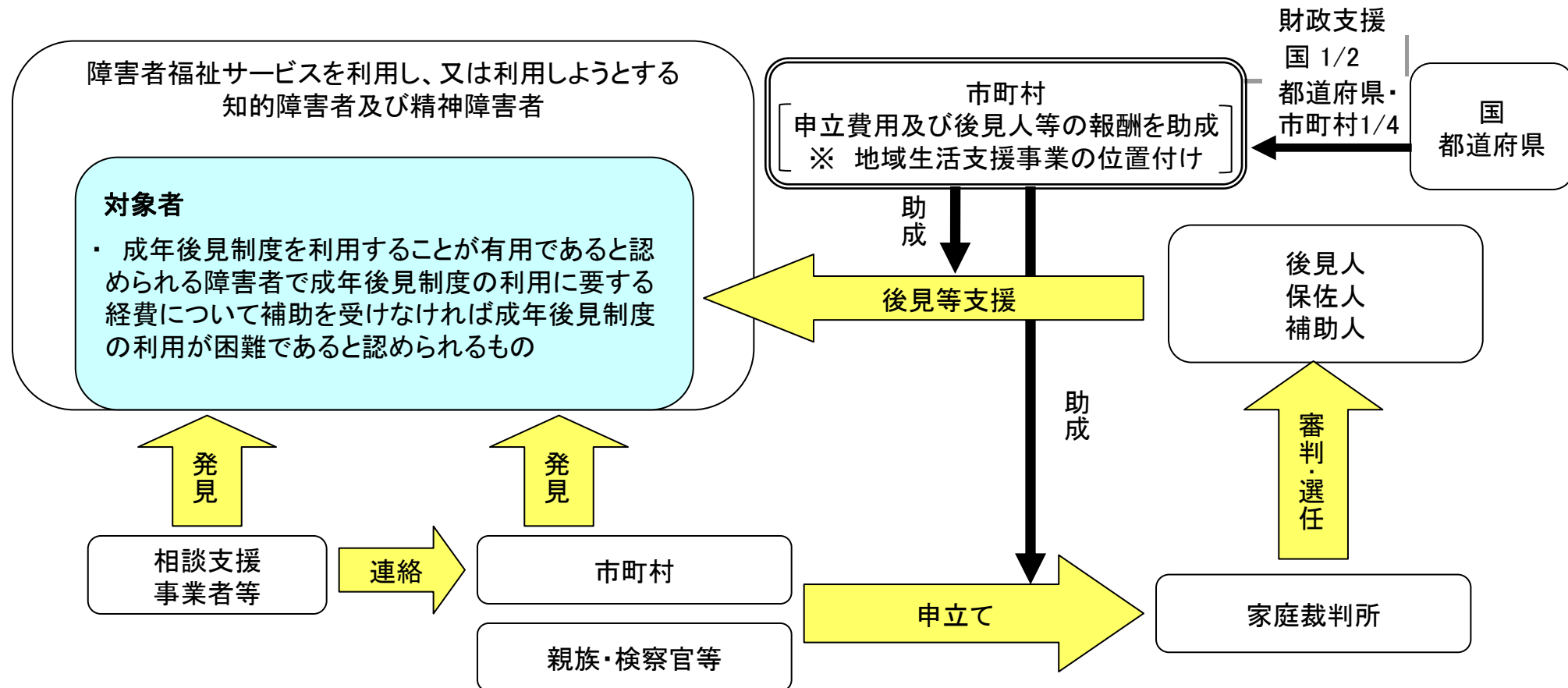
成年後見制度利用支援事業の必須事業化(案)

法

対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

→ 助成費用(厚生労働省令で定める費用)は、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部とする方向で検討。

※ 必須事業化に伴う費用について、地域生活支援事業費補助金において概算要求。

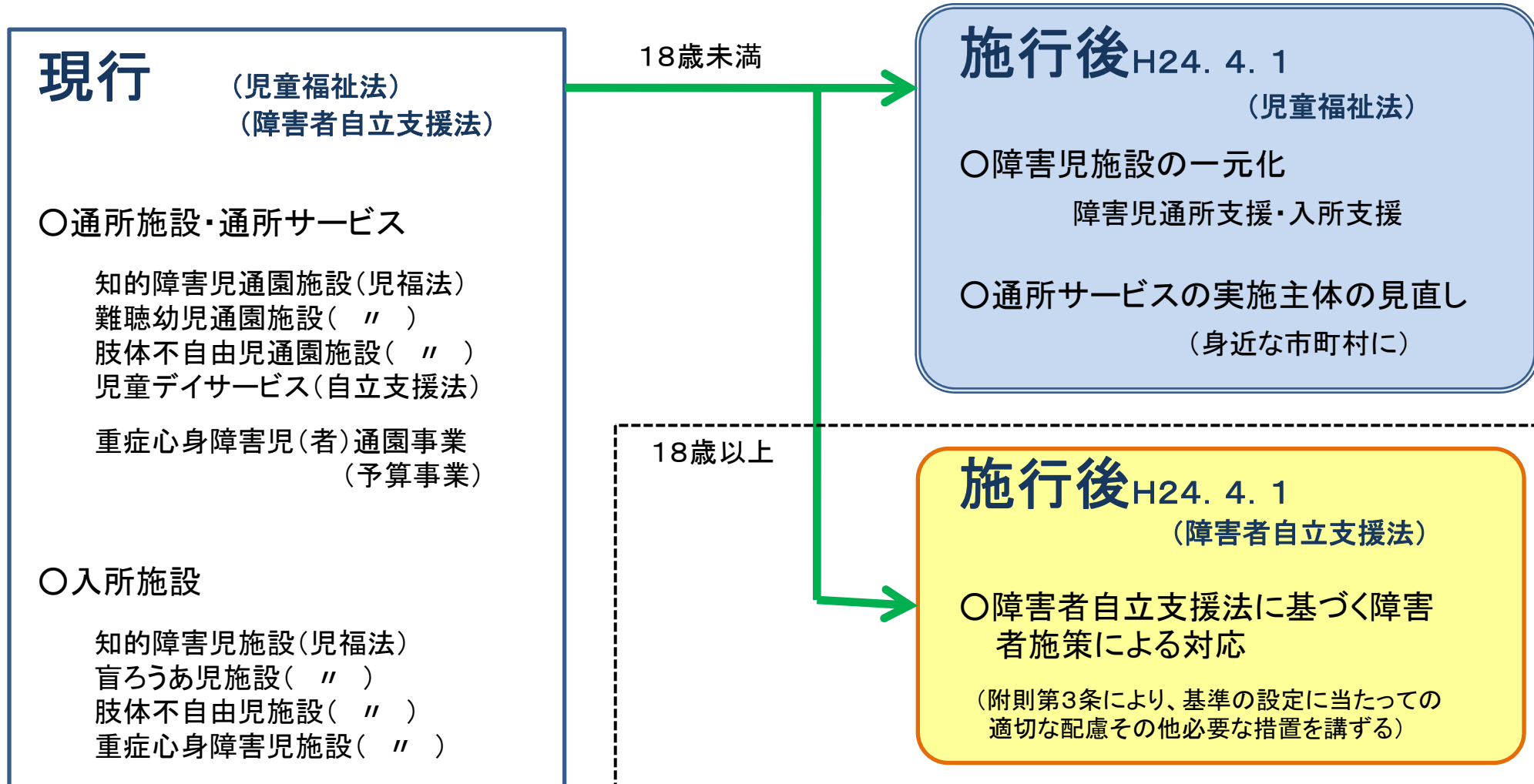


障害児支援の強化について

改正法施行に伴う障害児施設・事業体系

- 障害児を対象とした施設・事業は、現行、①施設系は児童福祉法、②事業系は障害者自立支援法（児童デイサービス。なお、重心通園事業は予算事業）に基づき実施されてきたが、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化。

また、18歳以上の障害児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障害者施策により対応。



障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

知的障害児施設
第一種自閉症児施設(医)
第二種自閉症児施設

盲児施設
ろうあ児施設

肢体不自由児施設(医)
肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

障害児施設・事業の一元化に係る基本的な考え方

基本的な考え方

- 身近な地域で支援が受けられるよう、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

見直しのポイント

- 施設・事業所が円滑に移行できるよう、現行の基準を基本とするが、身近な地域で支援が受けられるよう、施設、事業所が障害児の状態等に応じて柔軟に対応できる仕組みとする。
- 特に通所については、量的拡大を図る観点から、できる限り規制緩和するとともに、地域の実情に応じた整備を促す。
- 障害特性に応じた専門的な支援が引き続き提供できる仕組みとする。特に重症心身障害については児者一貫した支援を確保する。
- 18歳以上の障害児施設入所者が、必要な障害福祉サービスを受けることができるよう障害福祉サービスの基準設定に当たって配慮する。必要に応じて、障害福祉サービスと一体的に行うことができる仕組みを工夫する。

障害児通所支援

障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を指す。

児童発達支援の概要①

- 障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童発達支援に再編。
- 児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型。
- 現行の障害児通所施設・事業は、医療の提供（医療法上の診療所の指定）の有無により、「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」のどちらかに移行。

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

<< 予算事業 >>

重症心身障害児(者)通園事業

※(医)とはあるもの医療を提供

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

児童発達支援

- ・福祉型児童発達支援センター
- ・児童発達支援事業

医療型児童発達支援

- ・医療型児童発達支援センター
- ・指定医療機関※

※ 指定医療機関とは、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものをいう。

児童発達支援の概要②

○ 改正後のあり方 ～身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供～

- ・ 児童発達支援は、身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応。

○ 対象児童

- ④ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・ 3障害対応を目指す、障害の特性に応じた支援の提供も可能

○ 定員

定員10人以上 (※主たる対象とする障害を重症心身障害とする児童発達支援事業の場合は5人以上)

○ 提供するサービス

【福祉型児童発達センター、児童発達支援事業】

- ④ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与
(これを児童発達支援という。)

【医療型児童発達センター】

- ④ 児童発達支援及び治療を提供

「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、及び集団生活への適応訓練の実施」と規定(予定)

- ④ 障害の特性に応じて提供

④ とあるものは法律に規定のある事項。以下同じ。

児童発達支援センターと事業について

法 児童発達支援は、
①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」
②それ以外の「児童発達支援事業」
の2類型

法 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設

「便宜を適切に供与することができる施設」と規定(予定)

○ センターと事業の違い

○ センター、事業どちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、

- ・「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
- ・「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場

<児童発達支援>

身近な地域における通所
支援機能

通所利用の障害児や
その家族に対する支援

◇ センターは3障害に総合的に対応
することが望ましいが、専門機能
に特化したものでも可

(例 知的障害、難聴、肢体
不自由、重症心身障害、
発達障害等)

《機能を横付け》

地域支援

保育所等訪
問支援など
の実施(※)

障害児相談
支援などの
実施(※)

【ワンストップ対応】

(※)必須とする方向

利用者の利便性を考慮

◆ センターで行う地域支援(相談
支援等)は3障害対応を基本

◆ 対応困難な場合は、適切な機
関等を紹介・あっせん

医療機能

※医療型児童発達
支援センターの場合

児童発達
支援センター

児童発達
支援事業

児童発達支援の整備の考え方について

児童発達支援は、通所により利用する身近な療育の場として、より近接した地域において量的な拡大を図っていく一方で、それぞれの場において、各障害別に関わりなく適切な支援が受けられるよう支援の質の確保を図ることも重要。

各障害別に関わらず適切な支援を受けられるようにする（質の確保）

- ◆ 児童発達支援センターがその役割を担い、関係機関等と連携を図りながら重層的に支援
- ◆ 児童発達支援事業との支援ネットワーク（支援方法の共有と事業への支援）

できる限り身近な場所で支援を受けられるようにする（量の拡大）

◇ 児童発達支援事業の基準設定を工夫し、児童発達支援事業の設置を促進

- ⑤ 第1種（知的通園、難聴通園、肢体通園）→第2種社会福祉事業へ（NPO法人等、多様な実施主体の参入）
 - ・多様な基準設定による弾力的な実施形態を認める

◇ 児童発達支援センターとの支援ネットワークにより地域をカバー（センターからの支援等により質も向上）

◇ 児童発達支援事業

○ その他の「事業」は、市町村の範囲に複数設置のイメージ。

- ・障害児の通園可能な範囲（例えば中学校校区など）を基準に最低1カ所以上。

（※放課後等デイサービスを含む）

○ 整備量のイメージ（案）

◆ 児童発達支援センター

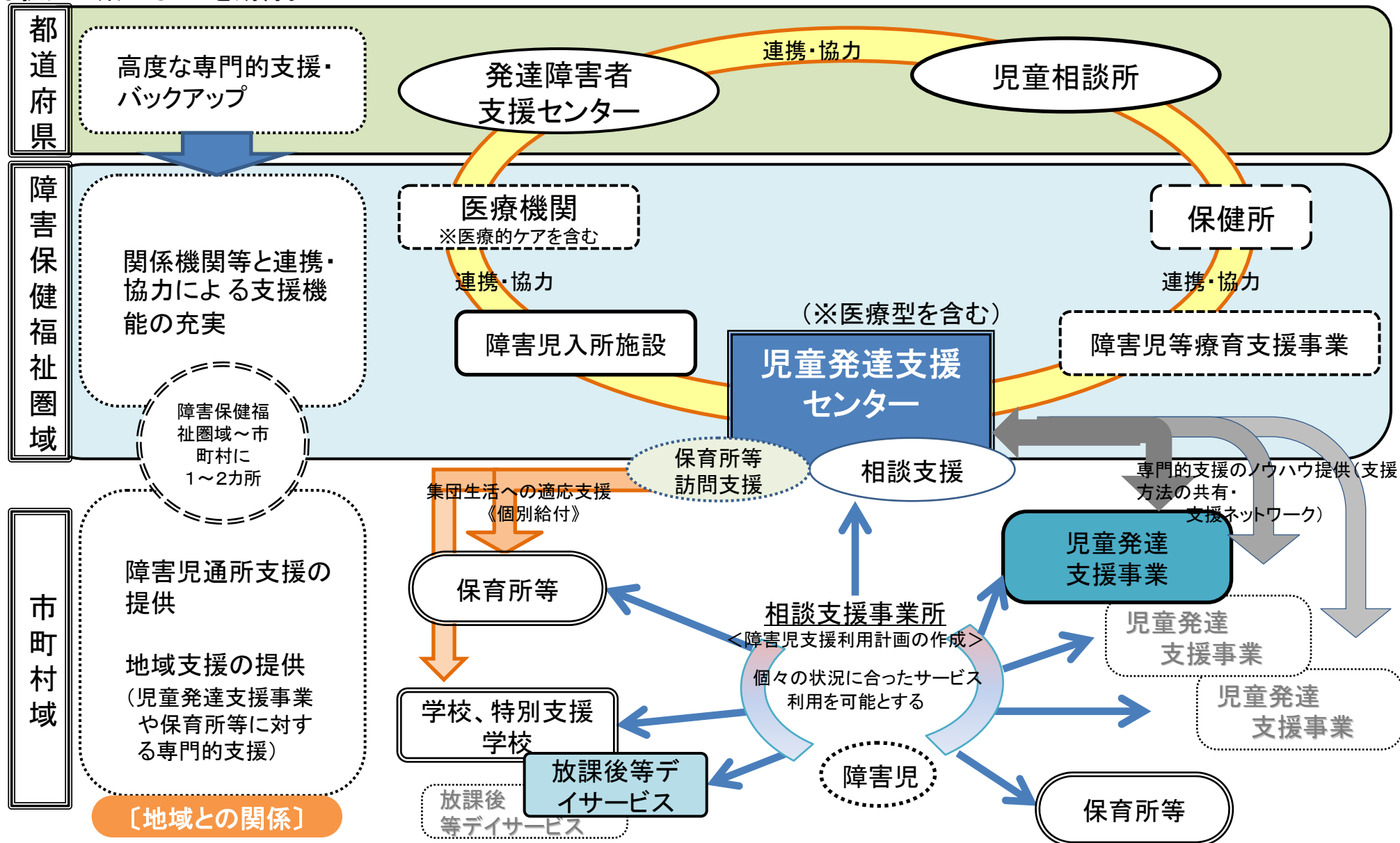
○ 地域支援を行う「センター」は、市町村～障害保健福祉圏域の範囲に1～2カ所設置のイメージ。

- ・概ね10万人規模に1カ所以上。
- ・人口規模の大きい市は、10万人を目安に複数カ所設置し、逆に人口規模の小さい市町村は、最低でも1カ所設置。

（※医療型児童発達支援センターを含む）

地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ(案)

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



年齢に応じた重層的な支援体制イメージ(案)

年齢に従い利用するサービスが変わっても、関係機関による重層的な支援が継続されることを期待。

支援の目標(例)

親子関係、日常生活、遊び、
集団等を通じた発達の基礎づくり
(心身、対人、言葉、ADL等)

様々な生活体験を通じた生きる力に結びつく基礎的・
基本的な知識・技能の習得
(教科、買物や料理等/ADL、対人、余暇等)

就労、地域生活に
つなげる支援
(実習、自活訓練等)

【都道府県】

役割:・高度の
専門的支援
・人材育成等

第3次 支援機関

児童相談所 ・ 発達障害者支援センター 等

総合センター (医療機関、障害児入所施設、児童発達支援センター等の複合)

都道府県が設置する教育センター 等

【障害保健 福祉圏域】

役割:・専門的支援
・地域支援等

第2次 支援機関

保健所 ・ 障害児等療育支援事業 等

障害児入所施設

児童発達支援センター(医療型を含む)

放課後等デイサービス

特別支援学校(盲ろう養護学校・幼稚部を含む)、高等学校

【市町村】

役割:・身近な地域で
早い段階から
の支援

第1次 支援機関

障害児相談支援/特定障害者相談支援・保健センター・家庭児童相談室 等

児童発達支援事業

放課後等デイサービス

児童発達支援以外のサービス事業所 (日中一時支援事業・訪問系サービス等(医療
的ケアの実施を含む))

「保育所等
訪問支援」など

・生活の場
での支援

一般子ども 施策の施設

子育て支援サービス

放課後児童健全育成事業

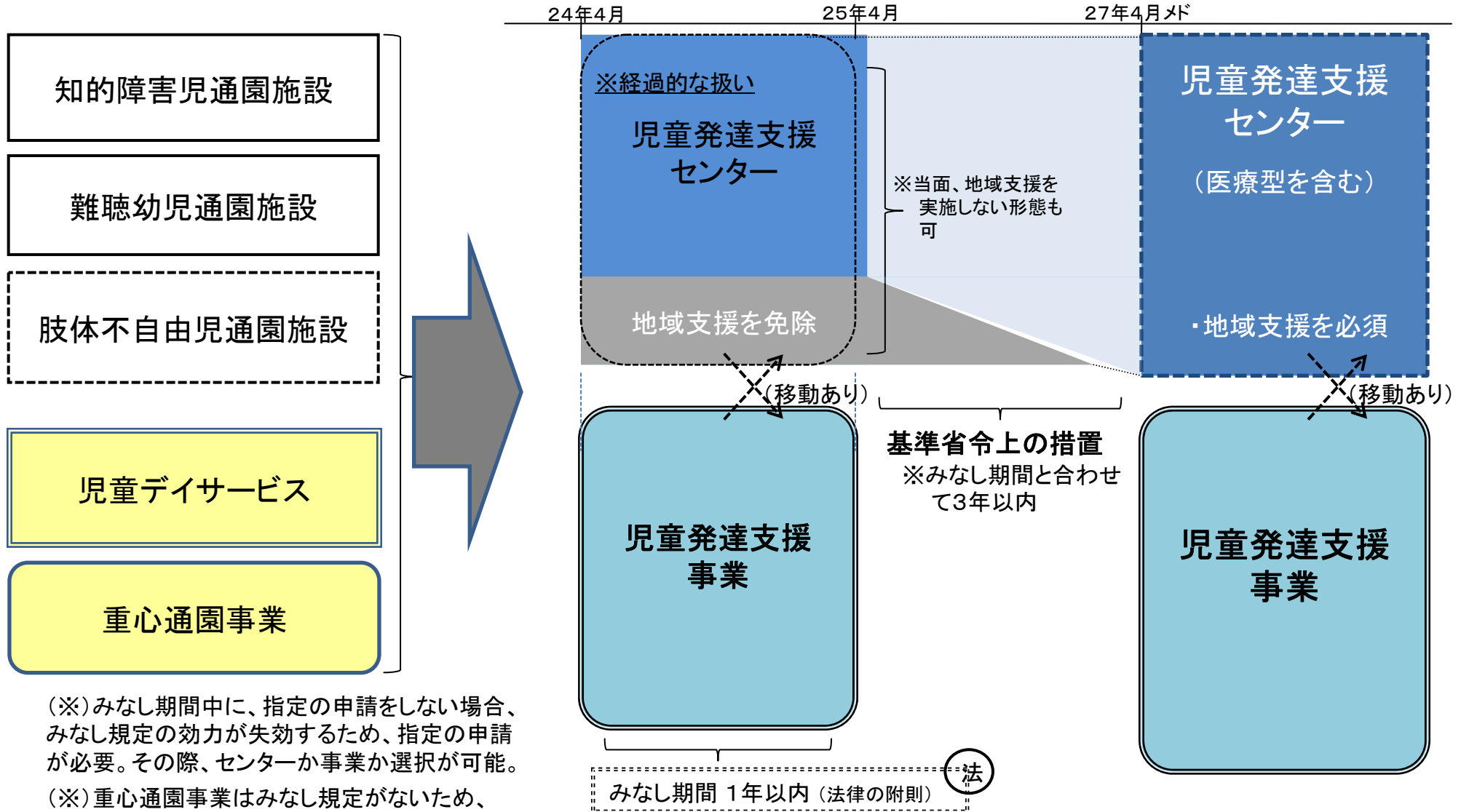
保育所・幼稚園
認定こども園

学校(小中学校(特別支援学級))

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 (歳)

移行に関する経過措置(案)

- 児童発達支援は、法律の附則に「1年以内」とするみなし規定がある。
また、児童発達支援センターについては、地域支援を提供するための実施体制の整備などに一定の期間を要すると考えられることから、さらに基準省令上の経過措置を講ずる。(合わせて3年以内(平成27年3月末まで(予定)))



(参考) 附則に定める経過措置(みなし規定に関すること)

※現行の施設等は、施行日において以下のようにみなされるので、特別な手続は必要としない。

◇ 事業者指定に関する経過措置 (法) 【※他のサービスを実施する場合は、指定が必要。(次頁)】

○児童デイサービス → 「児童発達支援及び放課後等デイサービス」

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る指定を受けている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。(附則第22条第1項)

○知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設 → 「児童発達支援」

- ・ 知的障害児通園施設又は盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)に係る指定を受けている者は、施行日に、児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。(附則第22条第2項)

○肢体不自由児通園施設 → 「医療型児童発達支援」

- ・ 肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)に係る指定を受けている者は、施行日に、医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。(附則第22条第3項)

(※)いずれも施行日から1年以内の省令で定める期間内に指定の申請をしないときは、当該期間の経過によって、みなし指定の効力は失効となることに留意。

◆ 事業等の開始に係る届出に係る経過措置 (法)

○児童デイサービス → 「児童発達支援及び放課後等デイサービス」

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る事業の開始に係る届出をしている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業の開始の届出をしたものとみなされる。
(附則第33条第1項)

○知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設 → 「児童発達支援センター」

- ・ 現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)又は肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)を設置している者は、施行日に、必要な届出等を行って児童発達支援センターを設置しているものとみなされる。(附則第34条第2項)

※児童デイサービスには、多機能型、経過的小児デイ等を含む。

(注) 施行日までに必ず行う必要がある事務(みなし規定がないもの)

内 容	実施主体
○障害児通所支援事業者又は障害福祉サービス※1の指定 ＜該当事業者＞ ・障害児施設(通所)で、就学児童に支援を提供する場合 →放課後等デイサービスの指定が必要 ・重症心身障害児(者)通園事業を実施している事業者 →児童発達支援※2(又は障害福祉サービス)の指定が必要 ・施行日以降に、新規で障害児通所支援(保育所等訪問支援を含む)を開始する者	都道府県 指定都市 児童相談所設置市 ※1 24年4月以降の障害福祉サービスの指定は、都道府県、指定都市、中核市

※2 就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービスの指定を受けることが必要。

1-1. 児童発達支援センターの最低基準及び指定基準(案)の概要

※現在、パブリックコメント実施中

I 人員基準

◆基本的な支援水準の維持

- ・ 児童発達支援センターは、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設からの移行が想定されるが、各施設の基本的な人員基準等に概ね違いがない(※)ことから、基準の水準を維持しつつ一本化。

(※) 現行の知的障害児通園施設の児童指導員・保育士の総数「少年7.5:1」については、少年は就学児であるため、昼間は学校、放課後は放課後等デイサービスで対応することになることから、少年の利用は想定されず現行の規定を廃止。

◆計画的かつ効果的な支援の提供

- ・ 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可)。

※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修修了を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。
(研修修了を要件とせず実務経験のみでも可、以下同じ。→別紙)

◆各障害に対応できる専門機能の強化

- ・ 主として難聴児を受け入れる場合に、現行どおり聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の配置を規定。
- ・ 個別支援計画に基づき、専門的な訓練(機能訓練、言語訓練等)を行う場合には、専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)の配置を必要とし、基準上、「その他、必要な職員」として規定。

児童発達支援センターの最低基準及び指定基準

人員基準(案)の概要

【現行基準】

職種	知的障害児通園施設	難聴幼児通園施設
嘱託医※1	1人以上	1人以上
児童指導員及び保育士	・総数：乳幼児4：1以上、少年7：5：1以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上	・総数：4：1以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上
聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員	—	・聴能訓練担当職員2人以上 ・言語機能訓練担当職員2人以上
栄養士※2	1人以上	1人以上
調理員※2	1人以上	1人以上

※1 嘱託医は、精神科(知的通園)、眼科又は耳鼻咽喉科(難聴通園)の診療に相当の経験を有する者(最低基準)

※2 40人以下の施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

【新基準(案)】

職種	員数等
嘱託医※3	1人以上
児童指導員及び保育士	・総数：通じて障害児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上
栄養士※4	1人以上
調理員※4	1人以上
その他、必要な職員※5	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合ただし、主たる対象とする障害が難聴の場合は、聴能訓練担当職員：2人以上 言語機能訓練担当職員：2人以上
児童発達支援管理責任者※6	<u>1人以上</u> (業務に支障がない場合は他の職務との兼務可)

※3 主たる対象の障害が知的障害の場合は、精神科、難聴の場合は、耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者(最低基準)

※4 40人以下の施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※5 配置した場合は児童指導員等の総数に充てることができる。

※6 業務に支障がない場合は他の職務との兼務可

(別紙)児童発達支援管理責任者の配置(案)について

利用障害児に対して、個別支援計画に基づき計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害児支援に共通する職種として新設。

《児童発達支援管理責任者の要件》

児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知見と技術が必要であることから、要件は、①から③を満たす者とする。

①実務経験者

※実務経験の対象となる業務

障害児の保健、医療、福祉、就労、教育の分野において直接支援業務、相談支援業務、就労支援業務などの業務を対象とする。

具体的には、児童デイサービス及び障害児施設等において、利用者に対して直接サービス提供を行う業務、相談支援業務及び学校等で直接障害児教育に携わる業務等とし、経験年数については、自立支援法に基づくサービス管理責任者と同等とする予定。

②児童発達支援管理責任者研修修了者

※研修の内容は、自立支援法に基づくサービス管理責任者研修と同等のものとし、今後定める。

③相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者(又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者)

《経過措置》

実務経験の要件を満たしていれば、施行後3年間で児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了することを条件として、この間、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる。(3年間の経過措置)

なお、過去に、サービス管理責任者研修(児童分野)を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

(※)児童発達支援管理責任者は、支援の提供に支障がない限りにおいて、他の職務や他の一体的に運営する事業の児童発達支援管理責任者(サービス管理責任者含む。)との兼務を可能とする。

Ⅱ 設備基準

- ・ 共通的な設備、生活に不可欠な設備、生命・健康維持に最低限必要な設備について現行を踏まえ規定するほか、屋外遊戯場の基準を緩和するなど、どの障害も受け入れられるよう、代替できるもの等はできる限り簡素化。（なお、施行日にある施設については、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。）

設備基準の概要

【現行基準】

設備	知的障害児通園施設	難聴幼児通園施設
指導室	・ 定員：おおむね10人 ・ 障害児1人当たりの床面積2.47㎡以上	—
訓練室	—	設けること
遊戯室	・ 障害児1人当たりの床面積1.65㎡以上	設けること
その他	屋外遊戯場、医務室、 静養室、相談室、調理室、 浴室又はシャワー室、便所	観察室、医務室、 聴力検査室、 相談室、調理室、 便所



【新基準（案）】

児童発達支援センター

設備	内容
指導訓練室	・ 定員：おおむね10人 ・ 障害児1人当たりの床面積：2.47㎡以上 ※主たる対象者が難聴の場合は、定員及び床面積の要件は適用しない。
遊戯室	・ 障害児1人当たりの床面積1.65㎡以上 ※主たる対象者が難聴の場合は、床面積の要件は適用しない。
その他	医務室、相談室、調理室、便所、 <u>屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること</u> ただし、主たる対象とする障害を知的障害とする場合には、静養室を、 主たる対象とする障害を難聴とする場合は、聴力検査室を設けること

Ⅲ 運営基準

現在の知的障害児通園施設にかかる運営基準の項目を盛り込むほか、主な改正点は以下のとおり。

＜主なもの＞ ※ 項目の一覧は別紙(次頁)のとおり。

- | | | |
|--|---|----|
| ①用語の改正 | 例：指定知的障害児通園施設→指定児童発達支援センター
例：施設給付決定保護者→通所給付決定保護者 | など |
| ②運営規程に定める重要事項として、「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類」を追加する。 | | |
| ③利用定員を「10人以上」とする。 | | |
| ④「児童発達支援管理責任者の責務」を追加する。 | | |

Ⅳ その他(事業者指定に関すること)

- ・ 児童発達支援センターは、児童発達支援を行うほか、地域支援に取り組むことを指定基準に設ける。(平成27年3月までの3年間の経過措置を設け、その間は、取り組まなくても児童発達支援センターとして指定を受けられる。)「地域支援」の内容として、障害児相談支援及び保育所等訪問支援を実施することを必須とする旨、通知等で示すことを予定。
- ・ 児童発達支援センターに就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービスの指定を受ける必要がある。

(別紙)運営基準(案)の項目の一覧

＜基準項目＞

- | | | |
|--|-----------------------|----------------------|
| ・内容及び手続きの説明及び同意・提供拒否の禁止 | ・障害児通所給付費等の額に係る通知等 | ・管理者及び児童発達支援管理責任者の責務 |
| ・支給量の報告等 | ・指定通所支援の取扱方針 | ・運営規定 |
| ・サービス提供困難時の対応 | ・通所支援計画の作成等 | ・勤務体制の確保等 |
| ・受給資格の確認 | ・検討等 | ・定員の遵守 |
| ・障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 | ・相談及び援助 | ・非常災害対策 |
| ・心身の状況等の把握 | ・指導、訓練等 | ・衛生管理等 |
| ・居住地の変更が見込まれる者への対応 | ・食事 | ・協力医療機関 |
| ・入退所の記録の記載等 | ・社会生活上の便宜の供与等 | ・掲示 |
| ・サービスの提供の記録 | ・健康管理 | ・身体拘束等の禁止 |
| ・通所利用者負担額の受領 | ・通所給付決定保護者に関する市町村への通知 | ・虐待等の禁止 |
| ・通所利用者負担額に係る管理 | ・管理者による管理 | ・懲戒に係る権限の濫用禁止 |
| ・苦情解決 | ・地域との連携等 | ・秘密保持等 |
| ・事故発生時の対応 | ・会計の区分 | ・情報の提供等 |
| | ・記録の整備 | ・利益供与等の禁止 |
| ・指定児童発達支援センターが通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | | 等 |

1－2. 児童発達支援事業（児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う場合）の指定基準（案）の概要

※現在、パブリックコメント実施中

I 人員基準

◆実施事業所の拡大

- ・ 主に児童発達支援事業への移行を予定している児童デイサービスが、現行のまま移行できるように児童デイサービスの人員基準等と同一に設定。
（→児童発達支援センターよりも基準を緩和し、実施事業所の拡大を目指す。）

◆計画的かつ効果的な支援を継続

- ・ 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するため、現行、児童デイサービスにサービス管理責任者を配置しているが、これを「児童発達支援管理責任者」に変更。

◆各障害に対応できる専門機能の強化

- ・ 個別支援計画に基づき、専門的な訓練（機能訓練、言語訓練等）を行う場合には、専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）の配置を必要とし、基準上、「その他、必要な職員」として規定。

II 設備基準

指導訓練室、その他、支援の提供に必要な設備及び備品。

（→児童デイサービスの基準と同一とし、弾力的な実施形態を可能にする。）

III 運営基準

児童発達支援センターの規定と同じ。（135頁参照）

児童発達支援事業（児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う場合）の基準（指定基準）

人員基準・設備基準(案)の概要

【現行の児童デイサービスの基準】

	職種		員数等
人員基準	従業者	指導員又は保育士	単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（１人以上は常勤） ・ 障害児数が１０人までは、２人以上 ・ 障害児数が１０人を超えるときは、２人に、障害児数が１０人を超えて５又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
		サービス管理責任者	１人以上（１人以上は専任かつ常勤）
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	指導訓練室、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。 また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。		



【新基準(案)】

	職種		員数等
人員基準	従業者	指導員又は保育士	単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（１人以上は常勤） ・ 障害児数が１０人までは、２人以上 ・ 障害児数が１０人を超えるときは、２人に、障害児数が１０人を超えて５又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
		<u>その他必要な職員※１</u>	<u>日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合</u>
		<u>児童発達支援管理責任者</u>	<u>１人以上（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）</u>
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。		

※1 配置した場合は指導員等の総数に充てることができる。

IV その他(事業者指定に関すること)

○弾力的な基準の適用

- ・ 障害者自立支援法の障害福祉サービス事業(生活介護、就労継続支援など)と一体的に行うことができるよう、現行の児童デイサービスに代えて児童発達支援の「多機能型」を認める。

(一体的に実施する多機能型事業所の利用定員が20人以上の場合には、多機能型児童発達支援の利用定員を5人以上とする。

必要な省令改正を予定。●頁参照。)

- ・ 現行の経過的小児デイサービスについては、引き続き継続できるよう3年間期限を延長して、「経過的小児発達支援」として実施できる。

経過的小児発達支援の
基準(現行どおり)

指導員又は保育士の数を15:2に緩和可能(本来は10:2、人員欠如減算は適用しない)
児童発達支援管理責任者を配置しなくてもよい(人員欠如減算は適用)
定員は10人未満でも可能

- ・ 現行の児童デイサービスにある基準該当については、「基準該当児童発達支援」として実施できる。

○児童発達支援事業についても多機能化が可能

- ・ 児童発達支援事業を就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービスの指定を受ける必要がある。
- ・ 地域ニーズや他の児童発達支援センターが地域にないなどの地域のサービス整備の状況等によっては、児童発達支援事業が地域支援を実施することも可能。この場合、保育所等訪問支援や障害児相談支援事業所の指定等を併せて受けて実施する。

1-3. 主たる対象とする障害が重症心身障害とする場合の児童発達支援 の指定基準(案)の概要

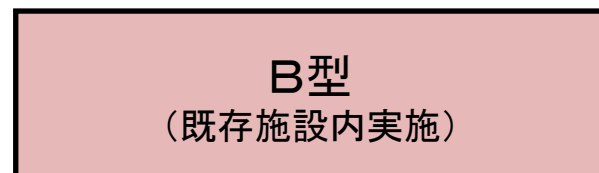
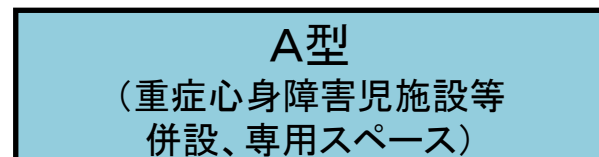
～重症心身障害児(者)通園事業の移行～

※現在、パブリックコメント実施中

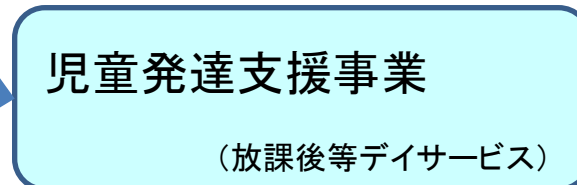
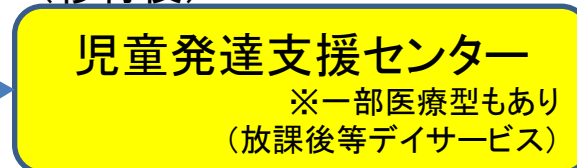
【考え方】

- 重症心身障害児(者)通園事業の形態として、重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)と既存施設内実施型(B型)があるが、
 - 重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)の移行先として、児童発達支援事業を基本とするが、児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合には、児童発達支援センターを選択することが可能。
 - 既存施設内実施型(B型)は、児童発達支援事業へ移行
※就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービスの指定を受けることが必要。
- 医療機関で実施している場合は、医療型児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合は、医療型児童発達支援センターを選択して移行可能。

(現行)重症心身障害児(者)通園事業



(移行後)



(注) 重症心身障害児(者)通園事業については、事業者指定に関する経過措置がないため、新規の指定が必要。

I 人員基準

◆基本的な支援水準を維持

- ・ 重症心身障害児(者)通園事業は、児童発達支援事業に移行が想定されるため、そのまま移行できるように、主たる障害が重症心身障害の場合の基準を、現在の事業の補助要件と同一に設定。
(※)児童発達支援センターにも主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の基準を設定。

◆計画的かつ効果的な支援を継続

- ・ 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可や本体施設と同職員との兼務可)。

※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修修了を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。

II 設備基準

他の児童発達支援事業と同様、指導訓練室、その他支援の提供に必要な設備及び備品

(→現在の重症心身障害児(者)通園事業の補助要件に定める基準でクリアできるように設定)

(※)児童発達支援センターにも主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の基準を設定。

III 運営基準

児童発達支援センターの規定と同じ。(135頁参照)

ただし、主たる障害が重症心身障害の場合は、利用定員は、「5人以上」とする。

IV その他(事業者指定に関すること)

- ・ 重症心身障害児(者)通園事業は、これまで法律に位置づけられておらず、事業者指定に関する経過措置がないため、施行日までに指定を受けることが必要。
- ・ 障害者自立支援法の障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援など)と一体的に行うことができるよう、児童デイサービスに代えて児童発達支援の「多機能型」を認める。
(一体的に実施する多機能型事業所の利用定員が20人以上の場合には、多機能型児童発達支援の利用定員を5人以上とする。
必要な省令改正を予定。138頁参照。)
- ・ 就学児童が利用する場合は、放課後等デイサービスの指定を受ける必要がある。

主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援事業の指定基準

人員基準・設備基準(案)の概要

【現行の重症心身障害児(者)通園事業の基準】

人員基準	職種	A型 員数	B型 員数
	施設長	1人 ※本体施設との兼務可	—
	医師	1人以上 ※本体施設との兼務可	—
	看護師	1人以上	1人以上
	児童指導員 又は保育士	1人以上	1人以上
	作業療法又は 理学療法若しくは言語療法 を担当する職員	1人以上	1人以上
設備基準	A型のみ： 訓練室、集会室兼食堂、診察室、静養室、浴室又はシャ ワー室、便所、調理室、リフト付き通園バス ※1		

※1 重症心身障害児施設等の設備を利用することができ、利用者の処遇に支障がない場合は訓練室、便所、通園バス以外の設備は設けないことができる。

【新基準(案)】主たる対象の障害を重症心身障害とする場合

人員基準	職種	児童発達支援事業	児童発達支援センター
	嘱託医	1人以上	1人以上
	看護師	1人以上	・総数：4：1以上 ・看護師：1人以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士1人以上 ・理学療法又は作業療法若しくは言語療法を担当する職員：1人以上
	児童指導員 又は保育士	1人以上	
	作業療法又は 理学療法若しくは言語療法 を担当する職員	1人以上	
	栄養士※2	—	1人以上
	調理員※2	—	1人以上
	児童発達支援 管理責任者	1人以上（業務に 支障がない場合は 他の職務の兼務 可）	1人以上（業務に支障が ない場合は他の職務の兼 務可）
設備基準		指導訓練室、支援 の提供に必要な設 備及び備品等を備 えること。	指導訓練室、遊戯室、 医務室、相談室、調理室、 便所、その他、支援の提 供に必要な設備及び備品 等を備えること。※3

※2 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※3 指導訓練室、便所、調理室以外は、併設する施設の設備と兼用または業務に支障がない場合は置かないことができる。

(注)医療型児童発達支援センターの基準を満たせば、医療型への移行も可能

(参考) 重症心身障害児(者)通園事業の移行(案)

重心通園事業は平成24年4月から法定化され、「児童発達支援」となるが、18歳以上の利用者については、他の障害者と同様に障害者施策(障害福祉サービス)により対応することとなる。

移行に当たっては、既存制度の活用(多機能型)により対応するとともに、重症心身障害児者には児者一貫した支援が必要とされていることも踏まえ、特例的な取扱い(次頁)により対応。

既存制度

児童発達支援と障害福祉サービスとの多機能型

※児童発達支援及び放課後等デイサービスの定員は5人以上、基準はそれぞれのサービスの基準を適用

【現行】

児童デイサービス

自立訓練（機能訓練、
生活訓練）

就労移行支援

就労継続支援

※一体的に実施する多機能型事業所の
利用定員が20人以上の場合は、
多機能型児童デイサービス事業所の
利用定員を5人以上とすることが可



【改正後】

児童発達支援

放課後等デイサービス

自立訓練（機能訓練、
生活訓練）

就労移行支援

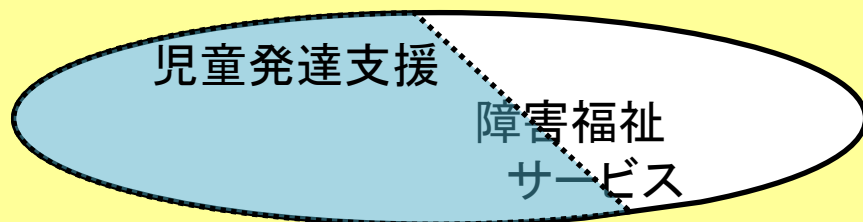
就労継続支援

※一体的に実施する多機能型事業所の
利用定員が20人以上の場合は、
多機能型児童発達支援事業所又は
放課後等デイサービス事業所の
利用定員を5人以上とすることが可
(併せて実施する場合は合計で5人以上
とすることが可)

特例的な取扱い

「児童発達支援」と「障害者サービス」を一体的に実施できるようにする。

「児童発達支援」と「障害者サービス」の両方の指定を同時に受ける。



事業の小規模な実施形態(5人を標準、又は15人を原則)を踏まえ、児者を区分すると事業が実施できなくなる可能性があるので、児童発達支援と障害者サービスの両方の指定を同時に取れるようにする。

- ①定員は、児・者で区分しない
- ②例えば、児童指導員・保育士を生活支援員に読替えて適用するなどにより、職員・設備について兼務・共用を可(※1)
- ③重心通園事業が移行する場合に、障害福祉サービスの最低定員を緩和(20名→5名)

(※1) 施行日において、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合があるので、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずる。その期間は、児童発達支援管理責任者の経過措置期間(3年間)と同様とし、平成27年3月末までとする予定。

(※2) 報酬について、重症心身障害児への専門性を引き続き維持できるよう、重心通園事業の補助基準を考慮して、平成24年度報酬改定プロセスにおいて検討。

児者一貫した支援の確保

2 医療型児童発達支援センターの最低基準及び指定基準(案)の概要

I. 人員基準

※現在、パブリックコメント実施中

◆基本的な支援水準を維持

- ・ 医療型児童発達支援センターは、肢体不自由児通園施設からの移行が想定されるため、そのまま移行できるように肢体不自由児通園施設の基準と同一に設定。

◆計画的かつ効果的な支援の提供

- ・ 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可)。

※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修受講を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。

◆各障害に対応できる専門機能の強化

- ・ 個別支援計画に基づき、専門的な訓練(言語訓練等)を行う場合には、専門職(言語聴覚士等)の配置を必要とし、基準上、「その他、必要な職員」として規定。

II. 設備基準

現行の肢体不自由児通園施設の基準と同一に設定。

III. 運営基準

児童発達支援センターの規定と同じ。(135頁参照)

(※)なお、肢体不自由児通園施設は、施設の選択により「児童発達支援センター」に移行することも可能。

医療型児童発達支援センターの指定基準及び最低基準

人員基準・設備基準(案)の概要

【現行の肢体不自由児通園施設の基準】

	職種	員数等
人員基準	医療法上に規定する診療所として必要とされる従業者	同法に規定する診療所として必要とされる数
	児童指導員	1人以上
	保育士	1人以上
	看護師	1人以上
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	職業指導員	職業指導を行う場合
設備基準	・医療法上に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 ・訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 ・浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。 ・階段の傾斜を緩やかにすること。	



【新基準(案)】

	職種	員数等
人員基準	医療法上に規定する診療所として必要とされる従業者	同法に規定する診療所として必要とされる数
	児童指導員	1人以上
	保育士	1人以上
	看護師	1人以上
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	その他、必要な職員	日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合
	児童発達支援管理責任者	1人以上（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
設備基準	・医療法上に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。 ・訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。 ・浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。 ・階段の傾斜を緩やかにすること。	

放課後等デイサービスの概要

○ 事業の概要

- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

○ 対象児童

③法

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児

※障害児の定義は児童発達支援と同じ

(引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することができる。)

○ 定員

10人以上

※児童デイからの移行を考慮

○ 提供するサービス

③法

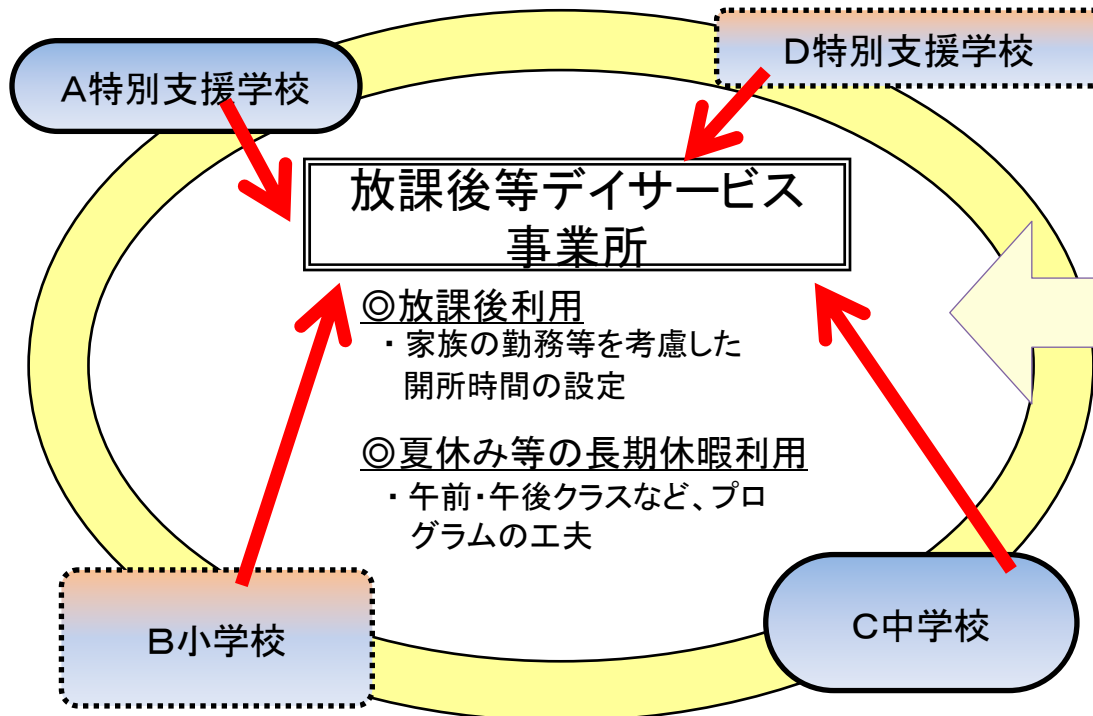
学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与

- ・ 多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供。

- ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ② 創作的活動、作業活動
- ③ 地域交流の機会の提供
- ④ 余暇の提供

- ・ 学校との連携・協働による支援
(本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性が必要)

(※)報酬については、児童デイからの円滑な移行、学校からの送迎、夏休み等とそれ以外のサービス提供時間の違い等を考慮して報酬改定プロセスにおいて検討。



3. 放課後等デイサービスの指定基準(案)の概要

I. 人員基準

※現在、パブリックコメント実施中

◆実施事業所の拡大

- ・ 放課後等デイサービスは、現行の児童デイサービスのうちⅡ型の事業所(就学前児童の数が70%未満、報酬上の区分)からの移行が想定されるため、そのまま移行できるように児童デイサービスの人員基準等と同一に設定。

◆計画的かつ効果的な支援を継続

- ・ 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するため、現行、児童デイサービスにサービス管理責任者を配置しているが、これを「児童発達支援管理責任者」に変更。(児童発達支援の同職員との兼務可)

II. 設備基準

指導訓練室、その他支援の提供に必要な設備及び備品

III. 運営基準

児童発達支援センターの規定と同じ。(135頁参照)

IV. その他(事業者指定に関すること)

- ・ 障害者自立支援法の障害福祉サービス事業(生活介護、就労継続支援など)と一体的に行うことができるよう、放課後等デイサービスの「多機能型」を認める。
(一体的に実施する多機能型事業所の利用定員が20人以上の場合には、多機能型放課後等デイサービスの利用定員を5人以上とする。
必要な省令改正を予定。●頁参照。)
- ・ 児童発達支援と放課後等デイサービスを併せて実施する場合には、それぞれの基準を満たすことが必要。

放課後等デイサービスの指定基準

人員基準・設備基準の概要

【現行の児童デイの基準】

	職種		員数等
人員基準	従業者	指導員又は保育士	単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（１人以上は常勤） ・ 障害児数が１０人までは、２人以上 ・ 障害児数が１０人を超えるときは、２人に、障害児数が１０人を超えて５又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
		サービス管理責任者	１人以上（１人以上は専任かつ常勤）
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	指導訓練室、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。 また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。		



【新基準(案)】

	職種		員数等
人員基準	従業者	指導員又は保育士	単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（１人以上は常勤） ・ 障害児数が１０人までは、２人以上 ・ 障害児数が１０人を超えるときは、２人に、障害児数が１０人を超えて５又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上
		児童発達支援管理責任者	１人以上（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。		

保育所等訪問支援の概要

○ 事業の概要

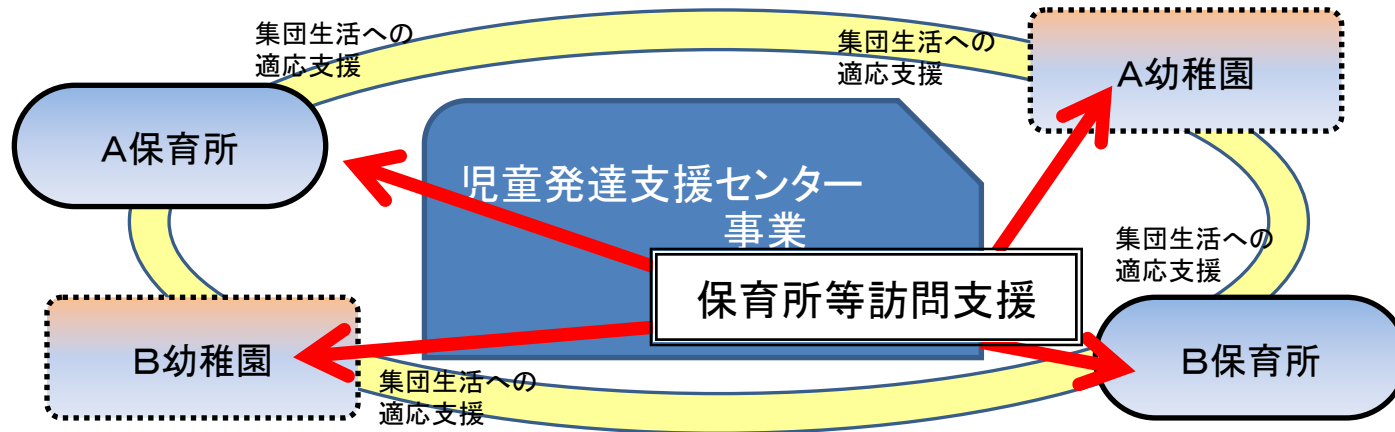
- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

- ④ 保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため障害受容が必要

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○ 訪問先の範囲

- ④ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

- ④ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与。
- ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ・ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
 - ・ 訪問担当者は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

(※)報酬については、提供時間ではなく、回数により算定する方向で報酬改定プロセスにおいて検討。

4. 保育所等訪問支援の指定基準(案)の概要

※現在、パブリックコメント実施中

I. 人員基準

◆事業に取り組やすい基準の設定

- ・ 保育所等訪問支援は、保育所等に訪問して障害児への直接支援や保育所等のスタッフ支援を行うものであり、「訪問支援を行うために必要な数」を確保すればよいとするなど、事業に取り組みやすい基準を設定。

※訪問支援員の要件は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、心理担当職員等

◆計画的かつ効果的な支援の提供

- ・ 訪問先の利用障害児に対して適切な支援を提供するため、支援内容を管理・調整する者として「児童発達支援管理責任者」を配置（サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可。訪問支援を行うことは妨げないが、同一人物が全ての職種を兼務することは不可）。

※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修修了を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。

II. 設備基準

事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

III. 運営基準

児童発達支援センターの規定と同じ。（135頁参照）

ただし、利用定員の規定は設けない。また、「身分を証する書類の携行」の規定を追加する。

保育所等訪問支援の指定基準

人員・設備基準の概要

【新基準(案)】

	職種		員数等
人員基準	従業者	訪問支援員	事業規模に応じて必要な数 （障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士及び心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者）
		児童発達支援管理責任者※	1人以上（業務に支障がない場合は管理者との兼務可）
	管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。		

※ 支援の提供にあたって、児童発達支援管理責任者が訪問支援を行うことは妨げないが、同一人物が全ての職種を兼務することは不可とする。

障害児入所支援

障害児入所支援とは、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を指す。

障害児入所支援の概要①

- 障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう再編。
- 現行の障害児入所施設は、医療の提供（医療法上の病院の指定）の有無により、「福祉型」又は「医療型」のどちらかに移行。

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児施設

第2種自閉症児施設

盲ろうあ児施設

肢体不自由児療護施設

第1種自閉症児施設(医)

肢体不自由児施設(医)

重症心身障害児施設(医)

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設
- ・指定医療機関※

(医)とあるのは医療を提供

※ 指定医療機関とは、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものをいう。

障害児入所支援の概要②

○ 改正後のあり方 ～支援機能の充実と、地域に開かれた施設を目指す～

- ・ 障害児入所支援は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を充実。

- ・ 重度・重複障害児や、被虐待児の増加など、各施設における実態を考慮した支援
- ・ 18歳以上の者は障害者施策（障害福祉サービス）で対応することになることを踏まえ、自立（地域生活移行）を目指した支援

○ 対象児童

⑤ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）

⑤ ※医療型は、入所等する障害児のうち知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児

※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象（引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができる。）

- ・ 3障害対応をすることが望ましいとするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

○ 提供するサービス

【福祉型障害児入所施設】

⑤ 保護、日常生活の指導、知識技能の付与

【医療型障害児入所施設】

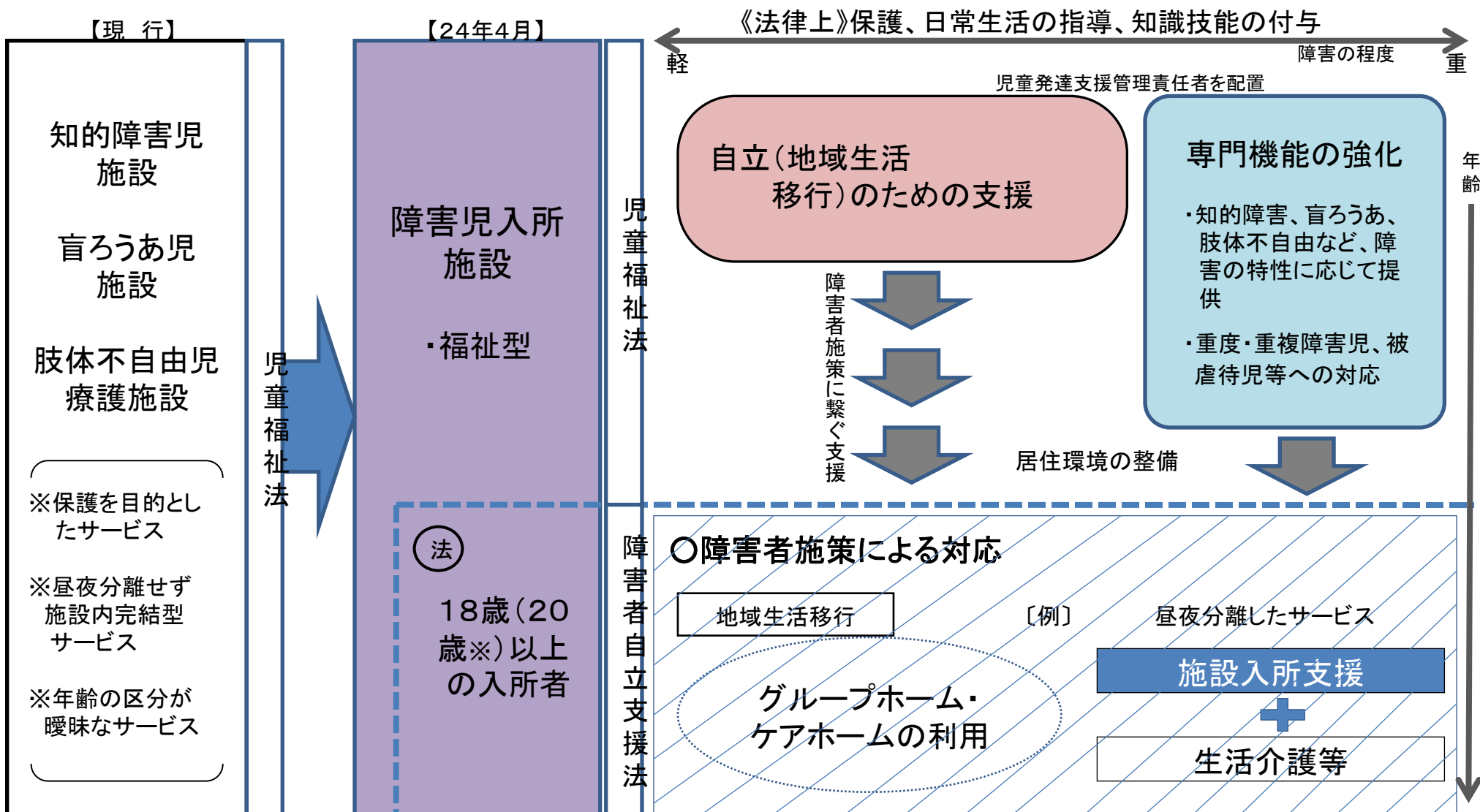
⑤ 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

⑤ 障害の特性に応じて提供

⑤ とあるものは法律に規定のある事項。以下同じ。

○ 福祉型障害児入所施設のイメージ(案)

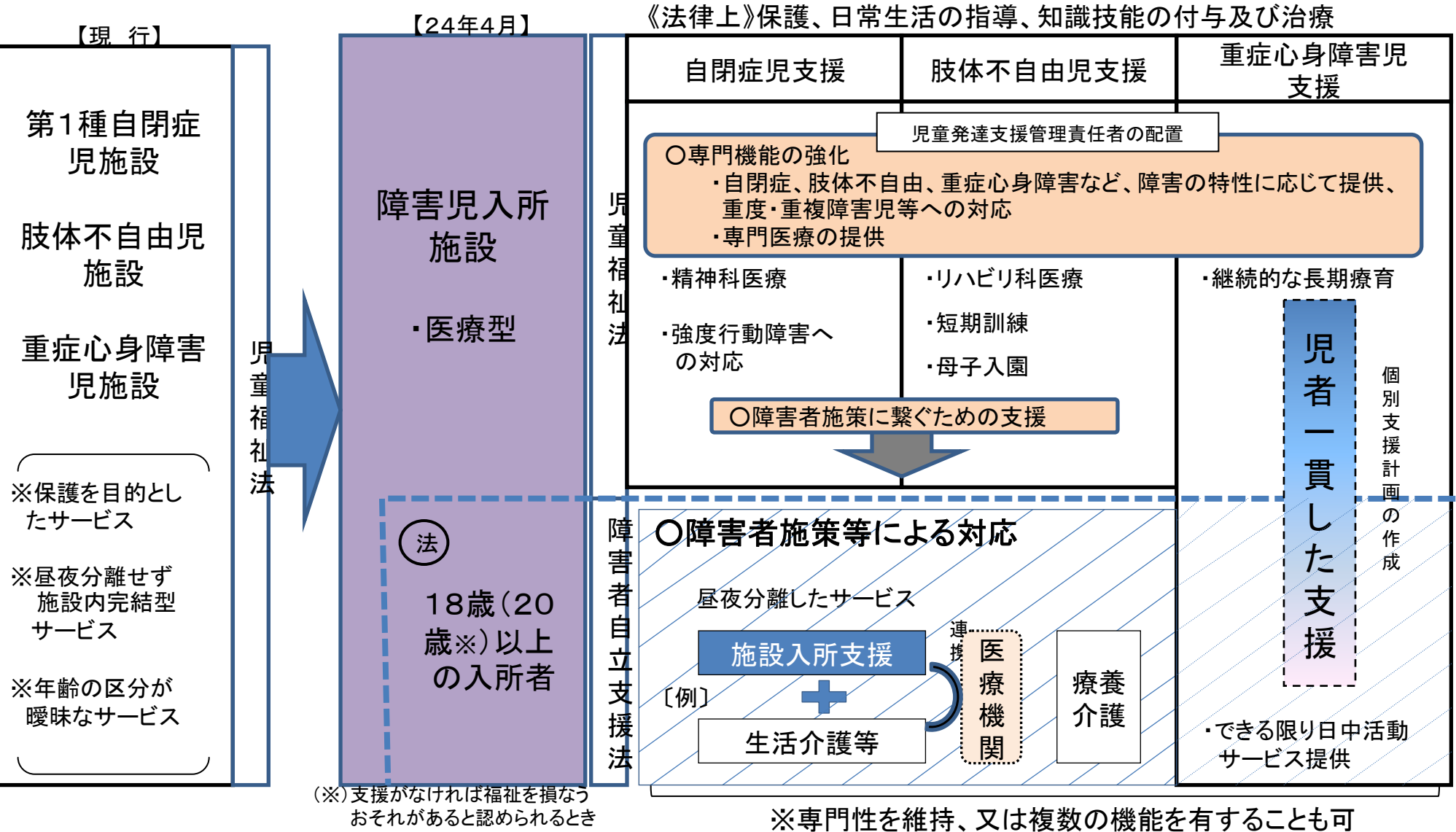
福祉型障害児入所施設は、重度・重複化への対応や障害者施策に繋ぐための自立支援の機能を強化するなど、個別支援計画を踏まえた支援の提供を目指す。



(※) 支援がなければ福祉を損なうおそれがあると認められるとき

○ 医療型障害児入所施設のイメージ(案)

医療型障害児入所施設においては、専門医療と福祉が併せて提供されている現行の形態を踏まえ、専門性を維持するか、又は複数の機能を併せ持つことも可。また、支援内容について、障害者施策等に繋げる観点から見直し、個別支援計画を踏まえた支援の提供を目指す。



(参考) 附則に定める経過措置(みなし規定に関すること)

※現行の施設等は、施行日において以下のようにみなされるので、特別な手続は必要としない。

【※他のサービスを実施する場合は、指定が必要。(次頁)】

◇ 事業者指定に関する経過措置

⑤

○知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設 → 「障害児入所施設」

- ・ 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)、肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)又は重症心身障害児施設に係る指定を受けている者は、施行日に、障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。(附則第27条)

※ みなし指定の有効期間は、現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間となることに留意。

◆ 事業等の開始に係る届出に係る経過措置

⑤

○知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設 → 「障害児入所施設」

- ・ 現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を設置している者は、施行日に必要な届出等を行って障害児入所施設を設置しているものとみなされる。(附則第34条第1項)

(注) 施行日までに必ず行う必要がある事務(みなし規定がないもの)

内 容	実施主体
○障害児入所施設又は障害福祉サービス※の指定 ＜該当事業者＞ ・18歳以上の障害児施設入所者がいて、継続して支援が必要な場合 →障害福祉サービスの指定が必要 ・施行日以降に、新規に障害児入所支援を開始する者	都道府県 指定都市 児童相談所設置市 ※ 24年4月以降の障害福祉サービスの指定は、都道府県、指定都市、中核市

1. 福祉型障害児入所施設の最低基準及び指定基準(案)の概要

※現在、パブリックコメント実施中

I. 人員基準

◆ 基本的な支援水準の維持

- 福祉型障害児入所施設は、知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設からの移行が想定されるが、各施設の基本的な人員基準等にばらつきがあるため、これらの施設が円滑に各障害別に設定された現行の人員基準等を踏襲し、これまでどおり主たる対象の障害を中心に受け入れることができるようにする。さらに、他の障害を受け入れた場合には、その障害に該当する基準を適用。

◆ 計画的かつ効果的な支援の提供

- 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するとともに、障害者施策に確実なつなぐために計画的に支援するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可)。
 - ※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修修了を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。

福祉型障害児入所施設の最低基準及び指定基準

I 人員基準の概要

【現行基準】

職種	知的障害児施設	第2種自閉症児施設	盲ろうあ児施設	肢体不自由児療護施設
嘱託医※1	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
医師	—	1人以上	—	—
児童指導員及び保育士※2	・総数：4.3：1以上 ・各1人以上	・総数：4.3：1以上 ・各1人以上	・総数：乳幼児4：1以上 少年5：1以上 ・各1人以上	・総数：3.5：1以上 ・各1人以上
看護師	—	20：1以上	—	1人以上
栄養士※3	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
調理員※3	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
職業指導員	職業指導を行う場合	職業指導を行う場合	職業指導を行う場合	職業指導を行う場合
心理指導担当職員※4	心理指導を行う場合	心理指導を行う場合	心理指導を行う場合	心理指導を行う場合

※1 精神科（知的障害児施設・第2種自閉症児施設）、眼科又は耳鼻咽喉科（盲ろうあ児施設）の診療に相当の経験を有する者（最低基準）

※2 30人以下を入所させる施設（知的障害児施設、第2種自閉症児施設）、35人以下を入所させる施設（盲ろうあ児施設）にあっては、さらに1人以上を加える。

※3 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※4 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上

【新基準（案）】

職種	知的障害の場合	自閉症の場合	盲ろうあの場合	肢体不自由児の場合
嘱託医※5	1人以上			
医師	—	1人以上	—	—
児童指導員及び保育士※6	・総数： ①知的障害児（自閉症含む）4.3：1以上 ②盲ろうあ児：乳幼児4：1以上、少年5：1以上 ③肢体不自由児：3.5：1以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上			
看護師	—	20：1以上	—	1人以上
栄養士※7	1人以上			
調理員※7	1人以上			
職業指導員	職業指導を行う場合			
心理指導担当職員※8	心理指導を行う場合			
児童発達支援管理責任者	1人以上 （業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）			

※5 知的障害児（自閉症含む）の場合は、精神科、盲ろうあ児の場合は眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者（最低基準）

※6 30人以下を入所させる施設で知的障害児を受け入れる場合、35人以下を入所させる施設で盲ろうあ児を受け入れる場合は、さらに1人以上を加える。

※7 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※8 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上

◆主たる障害以外の障害への対応について

- ・主たる障害以外への障害を受け入れた場合には、適切な支援が提供できるよう該当する障害の人員基準等を適用する。

具体的には、児童指導員・保育士の必要数の算定は、各障害別の人員基準により算定された員数の合算。

例 主たる障害が知的障害の施設(定員50人)で、知的障害児40人、盲ろうあ児(少年)10人受け入れる場合

・児童指導員、保育士の総数は、

(知的障害 40人 $\div$ 4.3)+(盲ろうあ児10人 $\div$ 5)=11.3 $\div$ 11人(小数点以下は四捨五入)

Ⅱ 設備基準の概要

- ・ 現行の基本的な支援水準を維持するため、各障害種別に設定された現行の設備基準等を原則として踏襲。
(※なお、施行日にある施設は、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。)

【現行基準】

設備	知的障害児施設	第2種自閉症児施設	盲ろうあ児施設	肢体不自由児療護施設
居室	・ 定員4人以下（乳幼児6人以下） ・ 障害児1人当たりの床面積： 4.95㎡以上（乳幼児3.3㎡以上） ・ 障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする			設けること
その他	調理室、浴室、便所、医務室※1、静養室※2			
	障害児の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備	—	職業指導に必要な設備、講堂、遊戯室、訓練室、（盲児）音楽設備、特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備（ろうあ）映像設備	訓練室、屋外訓練場、身体機能の不自由を助ける設備

※1 30人未満の障害児を入所させる知的障害児施設、盲ろうあ児施設においては、医務室を設けないことができる。

※2 30人未満の障害児を入所させる盲ろうあ児施設においては、静養室を設けないことができる。

【新基準(案)】

※次期改築等の施設整備を行うまで適用猶予

設備	知的障害の場合	自閉症の場合	盲ろうあの場合	肢体不自由の場合
居室	・ 定員4人以下(乳幼児6人以下) ・ 障害児1人当たりの床面積:4.95㎡以上 (乳幼児3.3㎡以上) ・ 障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする			
その他	調理室、浴室、便所、医務室※3、静養室※4			
	・ 主たる対象の障害が、知的障害及び盲ろうあの場合は、障害児の年齢、適性に応じ職業指導に必要な設備 - 盲ろうあの場合は、遊戯室、訓練室 - 盲の場合は、音楽設備、特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備 - ろうあの場合は、映像設備 - 肢体不自由の場合は、訓練室、屋外訓練場、身体機能の不自由を助ける設備 を備えること			

※3 主たる対象の障害が知的障害、盲ろうあであって、30人未満の施設においては、医務室を設けないことができる。

※4 主たる対象の障害が盲ろうあであって、30人未満の施設においては、静養室を設けないことができる。

Ⅲ 運営基準

現在の知的障害児施設にかかる運営基準の項目を盛り込むほか、主な改正点は以下のとおり。

<主なもの>	※ 項目の一覧は別紙(次頁)のとおり。
①用語の改正	例：指定知的障害児施設→指定障害児入所施設 例：施設給付決定保護者→入所給付決定保護者 など
②運営規程に定める重要事項として、「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類」を追加。	
③「児童発達支援管理責任者の責務」を追加。	

※ 改正後の基準(案)は、現行の支援水準が維持できるよう、現行の基準を基本的に踏襲しつつ、障害の種類について一定の弾力化を図るものとなっているが、今後、一元化後の施設の基準のあり方について、関係者の意見を伺いながら別途検討する。

(別紙)運営基準(案)の項目の一覧

<基準項目>

- ・内容及び手続きの説明及び同意・提供拒否の禁止
 - ・あっせん、調整及び要請に対する協力
 - ・サービス提供困難時の対応
 - ・受給資格の確認
 - ・障害児入所給付費の支給の申請に係る援助
 - ・心身の状況等の把握
 - ・居住地の変更が見込まれる者への対応
 - ・入退所の記録の記載等
 - ・サービスの提供の記録
 - ・入所利用者負担額の受領
 - ・入所利用者負担額に係る管理
 - ・苦情解決
 - ・給付金として支払いを受けた金銭の管理
 - ・障害児入所給付費等の額に係る通知等
 - ・指定入所支援の取扱方針
 - ・入所支援計画の作成等
 - ・検討等
 - ・相談及び援助
 - ・指導、訓練等
 - ・食事
 - ・社会生活上の便宜の供与等
 - ・健康管理
 - ・入所給付決定保護者に関する市町村への通知
 - ・管理者による管理
 - ・地域との連携等
 - ・会計の区分
 - ・記録の整備
 - ・管理者及び児童発達支援管理責任者の責務
 - ・運営規定
 - ・勤務体制の確保等
 - ・定員の遵守
 - ・非常災害対策
 - ・衛生管理等
 - ・協力医療機関
 - ・掲示
 - ・身体拘束等の禁止
 - ・虐待等の禁止
 - ・懲戒に係る権限の濫用禁止
 - ・秘密保持等
 - ・情報の提供等
 - ・利益供与等の禁止
 - ・事故発生時の対応
- ・指定障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 等

2. 医療型障害児入所施設の最低基準及び指定基準(案)の概要

※現在、パブリックコメント実施中

I. 人員基準

◆基本的な支援水準の維持

- ・ 医療型障害児入所施設は、第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設からの移行が想定されるが、各施設の福祉部分の人員基準等にばらつきがあるため、各障害別に設定された現行の人員基準等を踏襲し、これまでどおり主たる対象とする障害を中心に受け入れることができるようにする。さらに、他の障害を受け入れた場合には、その障害に該当する基準を適用。

◆計画的かつ効果的な支援の提供

- ・ 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するとともに、障害者施策に確実なつなぐために計画的に支援するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可)。

※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修受講を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。

医療型障害児入所施設の最低基準及び指定基準

人員基準の概要

【現行基準】

職種	第1種自閉症児施設	肢体不自由児施設	重症心身障害児施設
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	・総数： 6.7:1以上 ・各1人以上)	・総数： 乳幼児10:1以上 少年20:1以上 ・各1人以上	・各1人以上
理学療法士又は作業療法士	—	1人以上	1人以上
職業指導員	—	職業指導を行う場合	—
心理指導担当職員	—	—	1人以上



【新基準(案)】

職種	自閉症児の場合	肢体不自由児の場合	重症心身障害児の場合
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	・総数： 6.7:1以上 ・各1人以上	・総数： 乳幼児10:1以上 少年20:1以上 ・各1人以上	・各1人以上
理学療法士又は作業療法士	—	1人以上	1人以上
職業指導員	—	職業指導を行う場合	—
心理指導担当職員	—	—	1人以上
児童発達支援管理責任者	1人以上 (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)		

◆主たる障害以外の障害への対応について

- ・主たる障害以外への障害を受け入れた場合には、適切な支援が提供できるよう該当する障害の人員基準等を適用する。

具体的には、児童指導員及び保育士の必要数の算定は、各障害別の人員基準により算定された員数の合算。

例 主たる障害が肢体不自由の施設(定員50人)で、肢体不自由児(乳幼児)40人、自閉症児10人受け入れる場合

- ・児童指導員及び保育士の総数は、
(知的障害 40人÷10)+(自閉症児10人÷6.7)=5.49≒5人(小数点以下は四捨五入)

Ⅱ.設備基準

- ・ 現行の基本的な支援水準を維持するため、各障害種別に設定された現行の設備基準等を原則として踏襲。
(※なお、施行日にある施設は、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。)

【現行基準】

第1種自閉症児施設	肢体不自由児施設	重症心身障害児施設
医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室		
観察室、静養室	・屋外訓練場、講堂、図書室 ・ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備 ・義肢装具を製作する設備(他に適当な設備がある場合は置かないことができる) ・身体の機能を助ける設備 ・階段の傾斜を緩やかにすること	観察室、看護師詰所



【新基準(案)】

自閉症の場合	肢体不自由の場合	重症心身障害の場合
医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室		
主たる対象とする障害が 自閉症児の場合は、静養室を設けること。 肢体不自由の場合は、屋外訓練場、ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備(他に適当な設備がある場合は置かないことができる)、身体の機能を助ける設備を設けること。また、階段の傾斜を緩やかにすること		

Ⅲ.運営基準

福祉型障害児入所施設の規定と同じ。(165頁参照)

※ 改正後の基準(案)は、現行の支援水準が維持できるよう、現行の基準を基本的に踏襲しつつ、障害の種別について一定の弾力化を図るものとなっているが、今後、一元化後の施設の基準のあり方について、関係者の意見を伺いながら別途検討する。

18歳以上の障害児施設入所者への対応(案)

改正法を踏まえ、18歳以上が入所する障害児施設は、法律の附則によるみなし期間(事業者指定の有効期限の残存期間と同一期間)中に、都道府県等と連携し十分に協議を重ね目標とする施設の在り方と利用者の支援方法等を決定する。

18歳以上の障害者を支援するため、施行日に障害福祉サービスの指定を受けるが、施行後直ちに基準を満たすことが困難な場合があることから、事業者指定の有効期間をその期限として、指定に当たっての基準適用に関する経過措置を設ける。

【目標】

障害児施設
として維持

【考え方・留意点】

- 障害児のみを対象
- 18歳以上の入所者は、地域生活へ移行するための支援を受ける。
(※施行日に障害者サービスの指定を受ける必要)
- 地域生活移行等までの計画を作成
 - ① グループホーム、ケアホームなどを利用
 - ② 地域の障害者施設へ移行

【障害福祉サービス基準適用の経過措置(案)】

◆ 施行後直ちに全ての入所者を地域生活へ移行させることは困難なため、事業者指定の有効期間までに地域生活移行を計画的に実施。

(※)この間は、障害福祉サービスの基準を満たさなくても、指定を受けることができるようにする。

(※)地域生活移行計画は、各施設が定め都道府県等に届出させる方向で検討。

障害者施設
に転換

- 障害者のみを対象
(障害児の入所枠は廃止)
- 障害者は障害者サービスの提供を受ける。
(※施行日に障害者サービスの指定を受ける必要)

◆ 施行後直ちに、障害福祉サービスの体制・内容を満たすことが困難な場合があることから、事業者指定の有効期間までの「基準適用の経過措置」を設定。

(※)この間、障害者の基準適用を一定期間猶予する。

(※)サービス提供体制を確保するための計画を作成し、都道府県等に届出させる方向で検討。

障害者施設
と
障害児施設
の併設

- 施設の併設(障害児及び障害者を対象)
- 障害者は障害者サービスの提供を受ける。
(※施行日に障害者サービスの指定を受ける必要)

◆ 施行後直ちに、①者施設の体制・内容を満たすことができない場合、②児者を明確に区分することができない場合、事業者指定の有効期間までの「基準適用の経過措置」を設定。

(※)この間、障害者の基準適用を一定期間猶予する。

(※)サービス提供体制を確保するための計画を作成し、都道府県等に届出させる方向で検討。

都道府県

障害児入所施設

市町村

〔都道府県・市町村と協議して決定〕
施設の在り方・支援方法等

○ みなし期間及び基準適用の経過措置期間における取扱い(案)

1. 法律の附則によるみなし期間(※児童福祉法の指定)

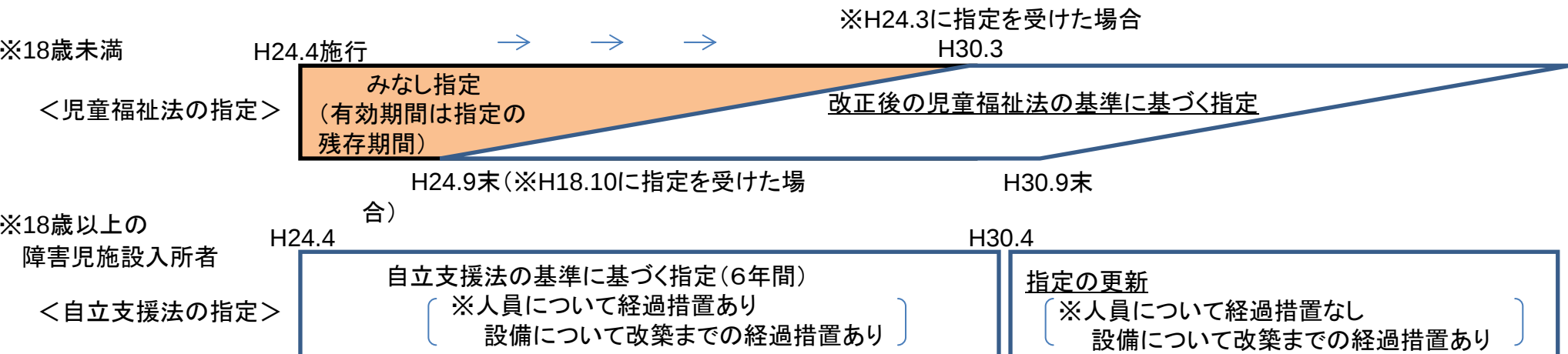
改正前の指定を受けている施設は、施行日に改正後の指定を受けたものとみなすとされており、この場合の指定の有効期間は、この法律の施行の際現にその施設がを受けている指定に係る有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2. 障害福祉サービス基準適用の経過措置(※障害者自立支援法の指定)

24年3月31日時点で18歳以上が入所している知的障害児施設等については、24年4月までに障害者自立支援法による障害福祉サービスの指定が必要。障害福祉サービスの体制・サービス内容を整えるには、時間が要することから、自立支援法の基準を満たさなくても、事業者指定を受けることが可能とする経過措置を設ける。

※経過措置の期間

①人員基準は指定の有効期間(30年3月31日、6年間)。 ②設備基準は改築するまで。



○18歳以上の障害児施設入所者への対応

～各目標の具体的内容(案)～

障害児施設 として維持	<基本的な考え方> ・障害児については、今回の改正を踏まえた支援を提供。 ・18歳以上の障害者は、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)をメドに地域生活等への移行を目指し計画的な支援を行う。 ・なお、障害者に対する障害福祉サービスの提供は期間限定の実施となることから、当面、旧法施設入所者のような昼夜一体的なサービスを認めることとする。ただし、支給決定の更新時に優先してサービス等利用計画を作成し、速やかにサービス等利用計画に基づく支援の提供に努める。	
	○事業者の手続等	
	★障害者部分について、施行日に障害福祉サービス(例:施設入所支援+生活介護)として指定 ・全ての障害者の移行が完了した段階で障害福祉サービスの指定を取消 ※ 障害児施設の指定は継続されるため、両方の指定を受ける	(案) 施行後直ちに障害福祉サービスの体制・サービス内容を満たせない場合があることから、基準を満たせなくても指定を受けることができる基準適用の経過措置を設ける。 その期限は、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までとする。
	○利用者の手続等	
	・18歳以上の障害者は、24年4月までに支給決定を受ける必要があるが、市町村は本人の申出により、支給決定に必要な手続(障害程度区分判定)を省略して支給決定を行うものとされており、これにより、支援の継続を保障。なお、支給決定の更新時に優先的にサービス等利用計画の作成を受け、サービス内容も適切なものとするのが望ましい。(原則、支給決定期間を1年(又は市町村の事情によって2年も可)) ・報酬については、障害程度区分判定を省略した場合には、現行制度では未判定者又は最も低い基準が適用されることになるが、支援の継続を懸念する意見等を踏まえ、現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえて、一定の配慮を行うことについて、24年度報酬改定プロセスにおいて検討。 ・なお、障害者の新規入所はとらないが、障害児が5年の間に20歳に達した場合には、やむを得ないものとする。	

＜基本的な考え方＞

- ・18歳以上の障害者に対しては、昼夜分離したサービスを原則とするとともに、地域生活等が可能な者は地域生活等への移行を目指し支援を行う。ただし、施行後直ちに障害者サービスの体制・サービス内容を満たすことができない場合があるので、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までの間は、その体制に合うサービス(昼夜一体的なサービス)であっても認めることとする。ただし、支給決定の更新時に優先してサービス等利用計画を作成し、速やかにサービス等利用計画に基づく支援の提供に努める。
- ・障害児については、他の障害児施設に入所変更等を検討。期間は、上記の30年3月末をメドとし、計画的に対応。期間内で困難となった場合には、一旦、児者併設施設に転換し、最終的には、障害児が成長し、全てが障害者施設に入所が可能な年齢に達した段階で、障害者施設に転換することも認める。

○事業者の手続等

★障害者部分について、施行日に障害福祉サービス(例:施設入所支援+生活介護)として指定

- ・障害児施設の指定は、障害児が全て退所した段階で指定を取消

※障害児が退所するまでの間は、両方の 指定を受ける

(案)

施行後直ちに障害福祉サービスの体制・サービス内容を満たせない場合があることから、一定期間、基準適用を猶予する経過措置を設ける。

その期限は、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までとする。

○利用者の手続等

- ・18歳以上の障害者は、24年4月までに支給決定を受ける必要があるが、市町村は本人の申出により、支給決定に必要な手続(障害程度区分判定)を省略して支給決定を行うものとされており、これにより、支援の継続を保障。なお、支給決定の更新時に優先的にサービス等利用計画の作成を受け、サービス内容も適切なものとするのが望ましい。(原則、支給決定期間を1年(又は市町村の事情によって2年可))
- ・報酬については、障害程度区分判定を省略した場合には、現行制度では未判定者又は最も低い基準が適用されることになるが、支援の継続を懸念する意見等を踏まえ、現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえて、一定の配慮を行うことについて、24年度報酬改定プロセスにおいて検討。
- ・障害児については、施設と実施主体である都道府県、児童相談所が協議し、計画的に移行先を決定する必要。なお、その間、障害児の新規入所はとらない。

障害者施設
に転換

＜基本的な考え方＞

- ・障害児については、今回の改正を踏まえた支援を提供。
- ・18歳以上の障害者に対しては、昼夜分離したサービスを原則とするとともに、地域生活等が可能な者は地域生活等への移行を目指し支援を行う。ただし、施行後直ちに障害者サービスの体制・サービス内容を満たすことができない場合があるので、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までの間は、その体制に合うサービス(昼夜一体的なサービス)であっても認めることとする。ただし、支給決定の更新時に優先してサービス等利用計画を作成し、速やかにサービス等利用計画に基づく支援の提供に努める。
- ・障害児・者に対する支援については、施設改築等までの間、同一施設内支援を認めるが、できる限り障害児・者それぞれに相応しい支援を提供。

○事業者の手続等

障害児施設
と
障害者施設
の併設

★障害者部分について、施行日に障害福祉サービス(例:施設入所支援+生活介護)として指定

※児者併設のため、両方の指定を受ける

(案)

施行後直ちに障害福祉サービスの体制・サービス内容を満たせない場合があることから、一定期間、基準適用を猶予する経過措置を設ける。

その期限は、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までとする。

○利用者の手続等

- ・18歳以上の障害者は、24年4月までに支給決定を受ける必要があるが、市町村は本人の申出により、支給決定に必要な手続(障害程度区分判定)を省略して支給決定を行うものとされており、これにより、支援の継続を保障。なお、支給決定の更新時に優先的にサービス等利用計画の作成を受け、サービス内容も適切なものとするのが望ましい。(原則、支給決定期間を1年(又は市町村の事情によって2年可))
- ・報酬については、障害程度区分判定を省略した場合には、現行制度では未判定者又は最も低い基準が適用されることになるが、支援の継続を懸念する意見等を踏まえ、現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえて、一定の配慮を行うことについて、24年度報酬改定プロセスにおいて検討。

(参考)重症心身障害児施設の対応(案)

重症心身障害児施設の18歳以上の入所者についても、24年4月から他の障害者と同様に障害者施策(障害福祉サービス)により対応することとなるが、

- ① 重症心身障害者への適切な支援を提供できる「障害者サービス」が限られている(※現行では療養介護)
- ② 重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わるなど、児者一貫した支援が望ましい

ことから、重症心身障害児施設からの移行については、次のような特例的な取扱いについても措置を講ずる。

特例的な取扱い

医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に実施できるようにする。

「医療型障害児入所施設」と「療養介護」の両方の指定を同時に受ける。

- ① 定員は、児・者で区分しない
- ② 例えば、児童指導員・保育士を生活支援員に読替えて適用するなどにより、職員・設備について兼務・共用を可(※1)

医療型障害児入所施設
(児童福祉法)

療養介護
(障害者自立支援法)

(※) 重症心身障害者に対して、年齢・状態に応じて適切な日中活動をできる限り提供するよう努力

(※) 重症心身障害児者に対する在宅生活支援(短期入所など)にも積極的に対応

(※1) 施行日において、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合があるので、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずる。その期間は、事業者指定の有効期限(6年間)を考慮し、平成30年3月末までとする予定。

(※) 18歳以上に適用する報酬については、支援の継続を懸念する意見等を踏まえ、現行の重心施設の報酬との関係を踏まえて、一定の配慮を行うことができないか24年度報酬改定プロセスにおいて検討。

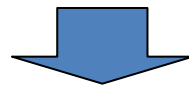
児者一貫した支援の確保

施行に向けた事務処理(案)関係

○ 都道府県・市町村における事務処理の主な変更点

- 障害児支援の実施主体については、障害者自立支援法に基づく在宅サービスや通所サービスの実施主体が市町村になっていることを踏まえ、通所支援については、身近な市町村を実施主体とする。（入所支援の実施主体は引き続き都道府県等）
- 18歳以上の障害児施設入所者については、障害者施策（障害者自立支援法）で対応するよう見直しが行われることに伴い、給付費（援護）の実施主体は市町村になる。

-
- 重症心身障害児（者）通園事業については、児童福祉法の障害児通所支援又は障害者自立支援法の障害福祉サービスの枠組みで対応することとしており、施行日までに、利用者の受給関係や事業者指定関係の手続きが必要。



- 新たに生じる事務処理については、これまで行ってきた取扱いに沿って対応。

1. 今回の改正に伴う都道府県・市町村における事務の区分

	市町村(指定都市、児童相談所設置市、特別区含む)	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
利用者の受給関係	・障害児 <u>通所</u> 給付費の給付決定等 (18歳以上の障害児施設入所者に係る自立支援給付費の給付決定等)	・障害児 <u>入所</u> 給付費の給付決定等 ・障害児 <u>通所</u> 給付費に係る不服審査【都道府県のみ】
事業者指定関係	(障害福祉サービスの指定※)【指定都市、中核市のみ】	・障害児 <u>通所</u> 支援事業者及び障害児 <u>入所</u> 施設の指定

()書きは障害者自立支援法の基づく事務。そのうち、事業者指定関係の欄の市町村の(障害福祉サービスの指定)は、重症心身障害児(者)通園事業の実施事業者が障害福祉サービスに移行する場合である。

※ 24年4月以降の障害福祉サービスの指定は、都道府県、指定都市、中核市となる。

2. 給付費の実施主体について

○ 給付費の実施主体は、

- ・原則として、障害児の保護者又は本人の居住する市町村

障害児通所支援の場合は障害児の保護者の居住する市町村

障害福祉サービスの場合は本人の居住する市町村

- ・ただし、障害児施設(指定医療機関を含む)に入所していた者が、継続して障害者支援施設等に入所した場合は、

- ①18歳となる日の前日に保護者であった者が有した居住地の市町村
- ②18歳を超えて新規に重症心身障害児施設(指定医療機関を含む)に入所した場合は、入所前の居住地の市町村

(例) 18歳を超えて新規に重症心身障害児施設に入所した者が療養介護に移行する場合

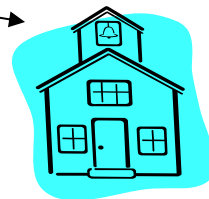
- 現在入所している本人を中心に考え、入所前に居住していた市町村が給付費の実施主体になる。

A県・X市



入所(措置・契約)

C県・Z市



重症心身障害児施設



療養介護

入所前の居住地	現在の居住地	実施主体
A県X市	A県X市	A県X市
	C県Z市(入所時に異動)	

3. 実施主体の変更に伴う事務の流れについて

障害児通所支援の実施主体及び18歳以上の障害児施設入所者の実施主体の変更に伴う事務の流れは次のとおり。

(1) 都道府県において、24年4月以降、実施主体となる市町村を特定し、該当者に関する情報を提供する。

①対象者

現在、都道府県において支給決定し、24年4月以降、実施主体が市町村に変更する障害児・者。

ア 知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設又は肢体不自由児施設を通所による利用(措置)している障害児※1

イ 重症心身障害児(者)通園事業を利用している障害児・者

ウ 障害児施設に入所(措置)している18歳以上の障害者※2

(福祉を損なうおそれがある場合は20歳に達するまで障害児施設を利用できる。)

※1 みなし給付決定の対象を含む。

※2 施行日以降に18歳になる者を含む。その場合は、18歳になる前に継続して障害福祉サービスが利用できるよう、適宜、情報提供を行う。

②情報提供する内容

(給付費の支給を受けている場合)

現行の支給決定に係る申請書・添付書類・受給者証の写し、現行の支給決定の際に勘案した事項

利用している事業者 等

(措置している場合)

措置決定通知書の写し、措置する際に勘案した事項 等

(重症心身障害児(者)通園事業を利用している場合)

申請書の写し、利用決定の際に勘案した事項、障害の程度等が確認できる書類 等

(2) 市町村は、都道府県からの情報提供を受け、該当者にサービス利用に関する意向を確認する。

(3) 市町村は、(2)の意向等を考慮し、申請手続きを周知する。

※ みなし給付決定の対象者については、申請は不要。

(4) 利用者から支給申請を受付け、給付決定を行う。

※ みなし給付決定の対象者については、給付決定は不要。

ただし、18歳以上の障害児施設入所者については、本人の申出により障害程度区分の認定、支給要否決定等手続を省略して支給決定を行う(附則第35条)。

4 今後のスケジュールについて(例)

	23年内	24年1月～3月	4月
利用者の受給関係 ※1		・都道府県から市町村への利用者情報移管 ・給付費の申請(申出)の周知※2 ・利用者からの支給申請	みなし給付決定 ※4 支給決定
事業者指定関係 ※1	・都道府県において基準に係る条例の制定 ・事業者に対する必要な周知(申請事務手続き含む) ・事業者からの指定の申請※3		みなし指定 公示
国の提示	・指定基準省令公布 ・解釈通知 ・報酬の算定構造案 ・事務処理要領案	・報酬告示案 ・留意事項通知案 ・政省令の公布	

※1 自立支援法に基づく支給決定及び事業者指定を含む。

※2 障害児通所給付費のみなし給付決定の対象者については、申請は不要。

また、18歳以上の障害児施設入所者は申出により、手続きを省略して支給決定を行う。

※3 みなし指定の対象事業者については、申請は不要。(就学児童が利用する場合の放課後等デイサービスの指定は必要。)

※4 みなし給付決定の対象者について、必要に応じて受給者番号を振り直す。

(※)施行日までに必ず行う必要がある(経過措置がない)事務

	内 容	実施主体
利用者の受給関係	○給付費の支給決定 ＜該当者＞ ①18歳以上の障害児施設入所者が障害福祉サービスを利用する場合※1 ②重症心身障害児(者)通園事業の利用者で、4月以降も利用を希望する場合 ③施行日以降に、新規で障害児通所支援、障害児入所支援を利用する場合 ④現在受けている支給決定の有効期限が平成24年3月31日までとなっている場合	市町村 注④のうち、入所施設の場合は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市
事業者指定関係	○障害児通所支援事業者又は障害福祉サービス※2の指定 ＜該当事業者＞ ①18歳以上の障害児施設入所者がいる場合 →障害福祉サービスの指定 ②障害児施設(通所)で、就学児童を受け入れる場合 →放課後等デイサービスの指定 ③重症心身障害児(者)通園事業を実施している事業者 →児童発達支援※3(又は障害福祉サービス)の指定 ④施行日以降に、新規で障害児通所支援(保育所等訪問支援を含む)、障害児入所支援を開始する者	都道府県 指定都市 児童相談所設置市 ※2 24年4月以降の障害福祉サービスの指定は、都道府県、指定都市、中核市

※1 市町村は、本人の申出により通常の手続を省略して支給決定を行う旨の規定あり(附則第35条)

※3 就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービスの指定を受けることが必要。